

世界の通信ビジネスの最新情報誌

K D D 総 研

R&A

1995 October

10

## CONTENTS

### 第一部 巻頭特集

カナダの長距離通信市場 ~ 熾烈なサバイバル・レース ~ ..... 3

### 第二部 各国のテレコム情報 ..... 15

#### AMERICAS

##### 《米国》

- 一般ユーザー向け割引サービスを巡る米国長距離電話事業者の動き ..... 16
- AT&T/MCIは割引幅を縮小し、割引対象サービス/顧客を拡大。スプリントは年間利用額の10%を顧客に払い戻すことを発表。一般顧客の困り込みに各社苦心。
- FCC、MCIの外資比率拡大を承認 ..... 17
- MCIの外資比率は35%に。MCIの支配権に影響がないこと、又、公共の利益に適合するとの決定要旨。スプリント/DT/FTの資本提携への影響が注目される。
- 通信衛星政策における国際と国内の区分撤廃案に対するコメント ..... 18
- 多数のコメントが出され、総論は大半が賛成。財源証明・コモノ/ノコモノの分類、コムサット、DBS等の各論/関連事項で利害が対立。
- ゴア副大統領、通信改革法案を批判 ..... 20
- 競争よりむしろ企業合併や集中が促進されると法案に反対を表明。
- AT&Tによるアラスカ通信の買収、FCCが承認 ..... 21
- アラスカ市場構造問題に関する連邦・州合同委員会の最終勧告が踏襲されることを条件に、FCCはAT&Tによるアラスカ通信の買収を承認。
- Tele-TV、CAAとのコンサルティング契約を中止 ..... 22
- CAAのオービッツ前会長のディズニー移籍が原因。アメリカから他RHCs3社とディズニーによるJVに参加との観測も。

##### 《メキシコ》

- MCI、メキシコ電話市場へ参入 ..... 23
- 合弁会社 "Avantel" による電話市場参入をメキシコ政府が事業認可。北米大陸シームレス通信網構築にMCI一歩リード。

#### ASIA

##### 《アジア全般》

- 台湾電信総局、シンガポールテレコムが商用衛星打ち上げに合意 ..... 25
- 1997年の衛星打ち上げ、1998年の運用開始に向け総額2億ドル(約200億円)のプロジェクトが始動。

##### 《韓国》

- 韓国移動通信への周波数追加割当を巡る論争 ..... 26
- 情報通信部に対する韓国移動通信のセルラー電話サービスの周波数追加割当申請に対し、来年4月からサービス開始予定の新世紀移動通信が激しく抗議。

##### 《中国》

- 郵電部、1995年上半期の業績 ..... 27
- 郵電部電気通信業務の95年上半期の売上は、前年同期比48%増の342億元(4,080億円)に。電話の新規加入も761万件に。

##### 《香港》

- PCS免許落札者、決定延期へ ..... 28
- 8月末の免許落札者決定予定が、中国政府による承認問題で延期に。最終決定までには、なお紆余曲折か。

##### 《マレーシア》

- 移動体電話サービスに対する政府方針 ..... 29
- 過当競争や二重投資を危惧し、新たな事業免許を発行しない旨を発表。
- ピナリアン、GSMサービス開始 ..... 30
- 西海岸4都市で導入。新規キャリアのピナリアンがいよいよ始動。

##### 《シンガポール》

- インターネット接続サービスの新規免許、落札者決定 ..... 31
- 現地資本によるコンソーシアムが落札し、結果的に外資が排除されることに。3事業者による競争体制に突入。

##### 《インドネシア》

- ナイネックスと三井物産、テレコムと提携 ..... 31
- 3社を中心に合弁会社エクセルコムを設立。GSM網構築とサービス提供、および光ファイバによる基幹伝送路の構築を計画。

#### OCEANIA

##### 《オーストラリア》

- 1997年以降の通信政策改革案を発表 ..... 32
- 固定/移動体通信サービスの覆占/寡占体制の終焉、新規参入の外資規制撤廃など、競争的で公正な市場形成を志向。新組織設立で反競争行為の監視機能を強化。

#### MIDDLE EAST

##### 《ヨルダン》

- 電気通信事業法改正案が下院通過 ..... 35
- 新たな電気通信規制機関の設置とTCO(ヨルダン電気通信公社)の民営化を柱とする電気通信事業法改正案が下院で可決。

##### 《イスラエル》

- 国際電話サービスの競争導入に伴い通信省がBezeq優遇措置決定 ..... 36
- 通信省は、Bezeq(イスラエル電気通信公社)の負担軽減のため政府へのロイヤリティー引き下げを決定。事業者選定の入札が漸くスタートか。

#### EUROPE

##### 《欧州全般》

- FT・DT、アトラス修正内容を提出 ..... 37
- トランスパックとDatex-Pをアトラスとは別組織として維持。欧州委員会は本年末にも審査結果を公表。

##### 《英国》

- One 2 One、平日夜間の市内通話を有料化 ..... 38
- 回線輻輳の解消と収入の増加を狙う。既存加入者には現行料金を引き続き適用。
- オフテル、広帯域ネットワークについての諮問文書を発表 ..... 38
- 将来の議論の出発点として問題提起を狙う。早期に規制環境を整備する必要性を主張。

##### 《ドイツ》

- AT&T/ユニソース、CNIとの提携に合意 ..... 39
- 提携に関するLIを締結直後にRWEEがCNIから脱退。
- ドイツテレコムの新電話料金 ..... 40
- 96年1月から市内料金の引き上げと長距離通話の値下げを実施。ビジネス顧客優遇を鮮明に打ち出し、利用者からの反発も。
- 移動体通信事業者による自営伝送路構築認可 ..... 41
- 本年7月の決定を覆すもの。アトラス・フェニックス承認に向けて一歩前進。

##### 《フランス》

- FTとリヨネーズ、CATV網使用料に関する契約を変更 ..... 42
- リヨネーズにとっては実質的な負担減に。デジタル放送時代の到来を目前に控え、両社はマルチメディア分野で関係強化、CATV~情報ハイウェイ振興の一端に?

##### 《スペイン》

- テレフォニカ、CATVサービス開始 ..... 42
- カナルブリスと提携、CATV法制定の空白期間を利用して一足先にサービス開始。テレフォニカのCATV会社設立にあたって問題はない、とした政府には非難轟々。

##### 《ベルギー》

- FT、第二GSM事業者に ..... 43
- 今春急遽応札を決めたフランステレコムがライセンスを取得。ベルガコム民営化応札は取り下げたFTだがGSMでベルギー市場に進出。

##### 《スイス》

- スイスPTT分割へ ..... 44
- 1998年を目途に政府過半数保有の株式会社テレコムを設立。EUに足並みを揃えた1998年からの完全自由化により、ユニソースとしての機動性を高める。

##### 《スウェーデン》

- FT、スウェーデンに本格進出 ..... 45
- FTは10億フランを投じて初の設備ベース新規事業者を目指す。欧州キャリアとしてはC&W、BT・北欧キャリア連合に続くスウェーデン進出に。

##### 《ポルトガル》

- ポルトガル-ブラジル間の海底ケーブル敷設 ..... 46
- ポルトガル語諸国による連邦設立構想を後押しするものに?

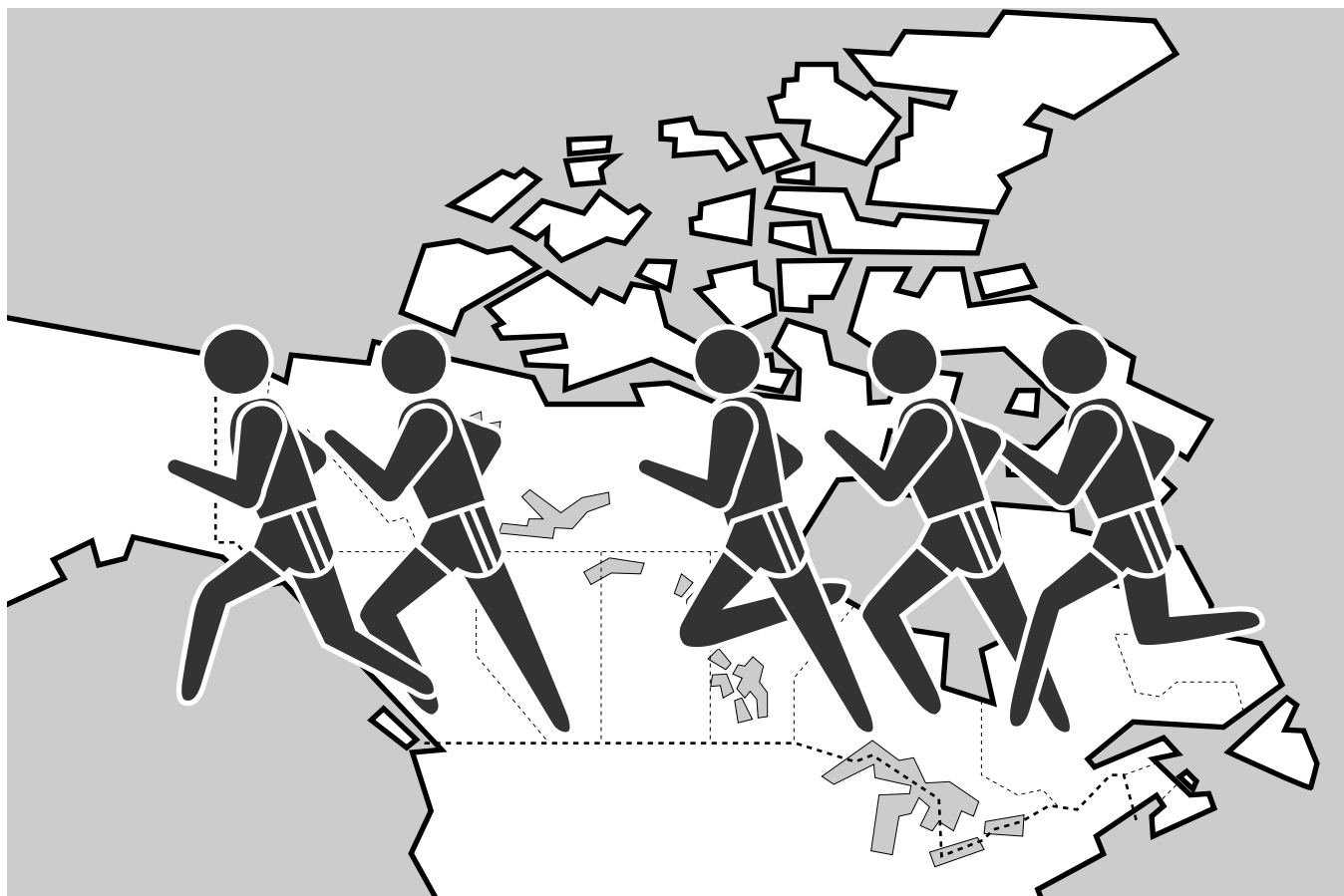
#### AFRICA

##### 《コンゴ》

- フランステレコム、デジタルセルラーを提供 ..... 47
- FTはコンゴPTTと25億CFAフランを出資、本年末のサービス開始を目指す。

# 「カナダの長距離通信市場」

## ～熾烈なサバイバル・レース～



### はじめに

衝撃的なステントールの独占終焉から約3年、カナダの長距離通信市場は意外な方向に進みつつある。参入当初順風満帆に見えたユニテルの救済問題に象徴されるように、激しい競争の渦の中、再販事業者を含む競争事業者は厳しい状況に追い込まれている。その一方で、予想以上のタフ・コンペティターぶりを見せたステントールにしても、競争導入以前の飛ぶ鳥も落とす勢いはなく、全てのプレイヤーが競争に疲弊しているとも言われている。

本稿では、この競争事業者の危機の背景及び今後の見通しを検証するとともに、今後の競争導入が予想される市内通信/CATV、国際通信市場を概観する。

KDD総研 国際調査部  
研究員 園山佐和子

# 『カナダの 長距離通信市場』

(注1)  
その一方で売上は、93-94年で24.9%増と順調であった。(次頁表参照)

(注2)  
カナディアン・パシフィック(Canadian Pacific:CP)は、交通、林業、エネルギー、不動産等の事業を手掛ける大手マネジメント会社である。これまでのユニテルへの出資比率は右図の通り。

(注3)  
ロジャーズ(Rogers Communications Inc.)は、カナダ最大のCATVオペレータであるとともに、セルラー電話サービスをはじめとする通信事業も行っている。詳細はP14もう一つの勢力ロジャーズ王国を参照。

(注4)  
今後の出資比率についてAT&Tは、カナダの外資規制を遵守すると述べているが、一部ではAT&T46%、3銀行が54%所有すると報道されている。カナダの外資規制は、キャリアの議決権付き株式の20%、キャリアの持ち株会社の場合議決権付き株式の33.3%となっている。本件も、より正確に言えばキャリア(Unitel Communications Inc.)の持ち株会社(Unitel Communications Holdings Inc.)への出資に当たるため、AT&Tは33.3%まで認められる。

(注5)  
ステントールは、ベル・カナダをはじめとする地域電話会社9社のコンソーシアムであり、カナダの一大通信コングロマリットであるBCEグループの事業者が約60%(内ベル・カナダが50%)の議決権を握っている。詳しくはP6強大なBCEを参照。

(注6)  
持ち株会社のCall-Net Enterprises Inc.は、米国スプリントの出資を受け、傘下の再販事業者Call-Net Telecommunications Ltd.の名称を、スプリント・カナダ(Sprint Canada Inc.)に変更した。

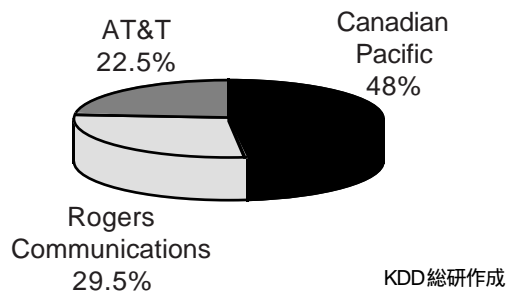
## 1. 競争事業者の苦闘

### (1) ユニテルの危機～AT&Tによる救済へ

カナダの長距離事業者ユニテルは6月8日、今後J.P. モルガンに対して同社の買収先の募集、事業の再構築の見直しを委託すると発表した。92年11月、それまでステントールが設備ベースによる独占を維持していたカナダ長距離電話市場に、鳴り物入りで参入したユニテルであるが、サービス開始後約2年半で持ち上がった身売り話に、関係者の間で衝撃が走った。

しかし、ユニテルの危機は今に始まったことではない。ユニテルは93年に約5億5,500万カナダドル(約419億円)、94年には約2億3,900万カナダドル(約180億円)と大幅な赤字を出し続けている<sup>(注1)</sup>。同社に48%出資するカナディアン・パシフィック(CP)<sup>(注2)</sup>は遂に今年に入って、それまで再三噂されていたユニテルからの撤退をはかった。本年1月12日、ユニテルに出資するCP、ロジャーズ<sup>(注3)</sup>、AT&Tの3社が、3月1日から4月28日までの間、CPの保有するユニテル株を約2億カナダドル(約151億円)で取得するオプションをロジャーズに対し与えることで合意したのである。しかしかねてからユニテルの支配権獲得に意欲的であると伝えられていたロジャーズが、期限前の4月19日にこのオプションを行使しないと表明、またその一週間後の4月25日には、1月にユニテルの会長に復帰したばかりのロジャーズ会長エドワード・ロジャーズ氏、及びロジャーズ出身の役員2名が辞任した。またユニテルは、6つの銀行からの借入金、6億5千万カナダドル(約490億円)の返済期限についても、当初の昨年12月31日から期限延長交渉を繰り返していた。

これまでのユニテルの出資構成



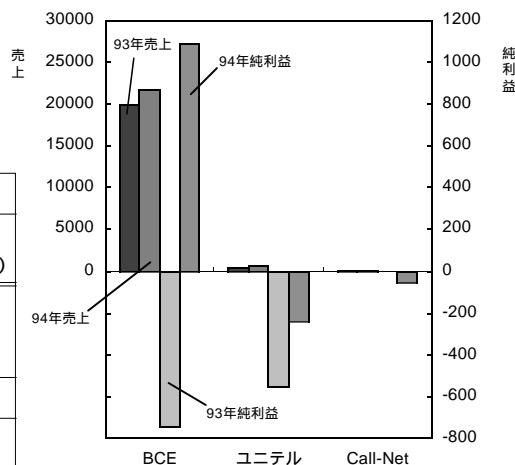
そして遂に9月26日、AT&TとBank of Nova Scotia、Tronto-Dominion Bank、Royal Bank of Canadaがユニテルに新たに2億5,000万カナダドル(約189億円)の出資を行い、同社の救済に乗り出すと発表した<sup>(注4)</sup>。ユニテルは今後AT&Tカナダからコンサルティングを受けるとともに、AT&Tのブランドを使用することが可能となる。手続きは95年中に完了する予定であり、CP、ロジャーズは完全に撤退する運びとなった。

### (2) 3大事業者の業績低迷

しかしながら、危機に直面しているのは、ユニテルだけではない。競争事業者を迎え撃つステントール(BCE)<sup>(注5)</sup>、米国スプリントから25%出資を受けたスプリント・カナダ<sup>(注6)</sup>を含む3大事業者のいずれもが多かれ少なかれ厳しい状況におかれている。カナダの経済紙フィナンシャル・ポストが毎年掲載するカナダ企業ランキングで常に1、2位を争うBCEにしても、ベル・カナダの業績の低迷が続き、昔日の飛ぶ鳥を落とす勢いはない。また、再販ベースと設備ベースの両形態によりサービスを提供するいわゆる「ハイブリッド・キャリア」へと転身し、C&W Canada、STN等の再販事業者の買収を通じてアグレッシブに拡大するスプリント・カナダも赤字を出し続けている。この状況

の下、ユニテルは今年2月、950人の人員削減（全従業員数の約25%）を、続く3月にはベル・カナダが1万人の人員削減（全従業員数の約20%）を発表した。

3大長距離キャリア93/94年業績(単位:百万カナダドル)



カナダ長距離3社の93/94年業績(単位:百万カナダドル)

会社名	売上			純利益		
	1993年	1994年	伸び率 (93-94年)	1993年	1994年	伸び率 (93-94年)
BCE	19,827 (内ベル・カナダ 7,960)	21,670 8,070	9.3% 1.38%	-750*	1,086	-
ユニテル	474	592	24.9%	-555	-239	-
Call-Net Enterprises**	134	176	31.3%	-3	-55	-

\*ベル・カナダの業績低迷とともに、ノーザン・テレコム的大幅赤字が主要因である  
\*\*スプリント・カナダの持ち株会社

KDD総研作成

KDD総研作成

### (3) 中小キャリア/リセラーの再編劇

1995年は「ゴールド・ラッシュ」が終わり、現実が姿を現す年である……。カナダのテレマネジメント誌は、今年5月号の巻頭でこう述べた。カナダの長距離市場における競争の特徴の1つは、設備ベースの競争が導入された92年以前より、再販ベースでは既に競争が行われており、多数の事業者が参入していたことである(注7)。また92年6月に設備ベースの競争導入を認めるにあたってのCRTC(カナダ放送電気通信委員会)の基本原則の一つは、複占でも専占でもない、自由参入(open entry)であった。つまり、同誌は新規参入の相次いだ長距離市場(注8)を、19世紀末ユーコン准州で金鉱が発見されたことにはじまるカナダのゴールド・ラッシュになぞらえ、今年1995年はラッシュが終わり、夢破れた人々が家路につき始めた1903年にあたると述べているわけである。

さて、「現実」が到来した今年であるが、競争事業者の一番手、ユニテルが危機に陥り、さらに同社を含む3大事業者がいずれも苦境に立たされているということは、とりもなおさず、それ以下の中小事業者は、より厳しい状況にあるということである。乱立する中小事業者の再編劇は今に始まったことではないものの、今年は3大事業者の次のグループに位置する比較的大手の事業者の破産、買収が見られている。今後の見通しについて再販事業者大手ACC TeleEnterprisesのデュブニク(Steve Dubnik)社長は、最終的に生き残るのは4~5社、プラス地域限定的に営業する小規模な数社になるうとの見解を明らかにしている。

TelRoute fONOROLA

TelRouteは再販事業者から身を起し、93年9月には再販ベースと設備ベースの両形態によりサービスを提供するいわゆる「ハイブリッド・キャリア」と転身している。これはモントリオール-オタワ-トロントというカナダ長距離通信の大動脈での設備建設という、正にクリーム・スキミング的な参入であった。しかし、ベル・カナダに対する接続料金や回線賃料の支払が滞って同社と争うなど、財務上苦しい状況が続き、とうとう今年1月、破産法の適用を受けることとなった。7月になってこのTelRouteの資産を買収したのは、米加間再販で知られるfONOROLAである(注9)。

(注7)

CRTCは90年3月に国内及び米加間専用線の再販を、続いて91年12月に国際専用線の再販を解禁している。

(注8)

テレマネジメント誌94年10月号の調査によれば、ステントールの競争事業者は設備/再販ベースあわせて158社に上る。

(注9)

fONOROLAは再販事業者大手の一つであり、設備/再販ベースを含む全ての競争事業者の中で最初に(96年)黒字転換するとの見通しを発表している。



KDD RESEARCH

October 1995 5



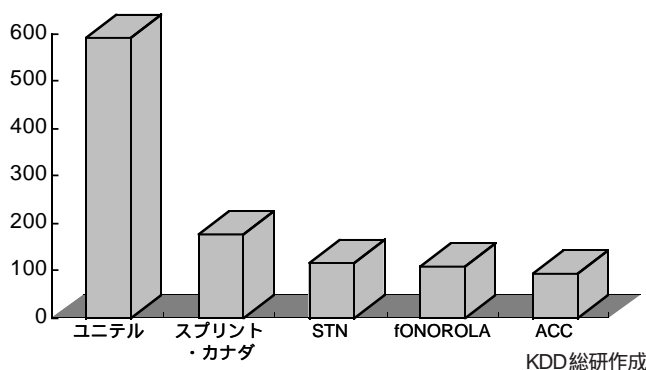
# 『カナダの 長距離通信市場』

(注10)  
BCRL(BC Rail Telecommunications/Lightel Inc.)は、ブリティッシュ・コロンビア州で鉄道事業を行っているBC Railの通信部門BC Rail Telecommunicationsと、持ち株会社Call-Netの子会社であるLightelとの合併会社であった。しかし、トラフィックの伝送に関する費用分担等について両者は合意に至らず決裂、その後Call-Netはスプリントの25%出資を受け、傘下の再販事業者Call-Net Telecommunications Ltd.の名称を、スプリント・カナダ(Sprint Canada Inc.)に変更し現在に至る。

STN Sprint Canada  
Smart Talk Network(STN)

は、上述のfONOROLAに並ぶ規模の大手再販事業者であったが、7月、やはりTelRouteと同じ破産・買収という途を辿った。STNの場合、買収を行ったのはスプリント・カナダである。

大手競争事業者94年売上高  
(単位百万カナダドル)



## (補)92-12決定の概要

CRTCによる92年6月の決定(CRTC92-12)は、ユニテルとBCRL(注10)に、初めて設備ベースでの長距離電話市場参入を認めた決定である。この決定は、単にステントールの設備ベースによる独占を終結させただけでなく、以下の特徴を持っていた。

### 1.自由参入原則

政策的な複占、寡占体制はとらず、その後の申請については原則認可し、参入に関わるリスクは、その会社自身が負うべきとの考えを明らかにした。

### 2.「クリーム・スキミング」の容認

トラフィック量の多い地域のみ限定した参入にも条件を付けずに認めた。

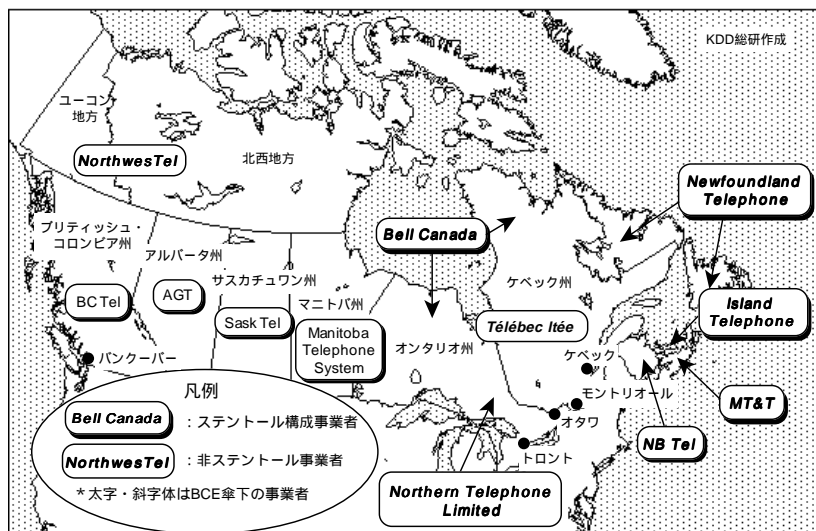
### 3.「消費者にやさしい競争」

再販事業者を含む全ての長距離事業者に市内料金を補填するための費用(コントリビューション・チャージ)の支払を義務づけ、長距離市場への競争導入後も低廉な市内料金の維持を図った。

## 強大なBCE

1.(2)でも少し述べた様に、ステントールはベル・カナダをはじめとする地域電話会社9社のコンソーシアムに過ぎない。そして、タリフ設定を含む実質上の長距離サービス提供のは、各地域電話会社が行っている。ステントールは以下の3部門から成る。

### カナダの主な地域電話会社



#### 4.イコール・アクセスの実施

競争事業者の顧客は、当面は追加17桁のダイヤルでネットワークにアクセスするが、これを全ての顧客が「1」をダイヤルするのみのイコール・アクセスへ速やかに移行する<sup>(注11)</sup>。

(注11)

94年7月1日、導入が開始された。

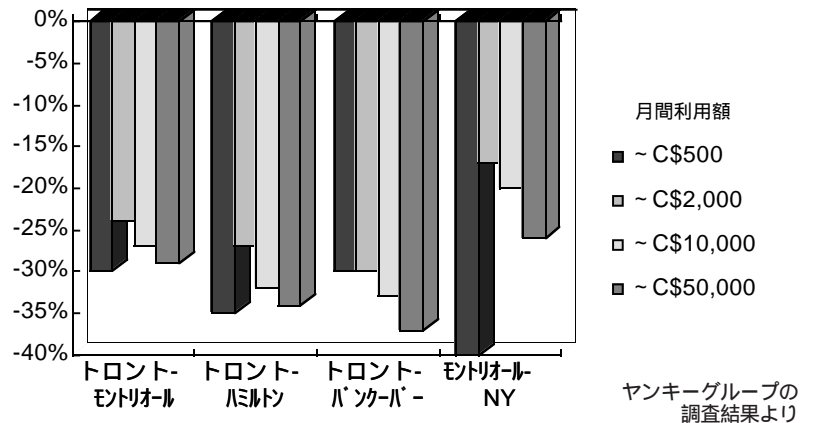
## 2. 危機の背景

### (1) 熾烈な競争

右のグラフは、長距離市場に設備ベースの競争が導入された92年の翌年、93年の料金と比較した95年6月現在の料金の値下げ率を現したものである(ヤンキーグループ調べ)。ビジネスユーザーを対象としたデータであり、顧客の規模、ルートによりばらつきはあるものの、約2年半の間に17%から実に最大40%もの値下げが行われていることが分かる。

92年1月、ユニテルがステントールなどより平均15%割安な料金でサービスを開始するや、ステントールはすぐさまタフ・コンペティターぶりを見せ付けた。ステントールは間髪を入れず値下げを行い、値下げ競争の火ぶたを切って落としたのである。ステントールがタフであったのは値下げだけではない。本年7月25日付けウォール・ストリート・ジャーナル紙によれば、ステントール系地域電話会社を率いるベル・カナダでは、競争事業者に

主要都市間の値下げ率(93-95年)



#### 1.Stentor Canadian Network Management :

長距離ネットワークの運用・管理、長距離通信の収益分担等を担当

#### 2.Stentor Telecom Policy Inc. :

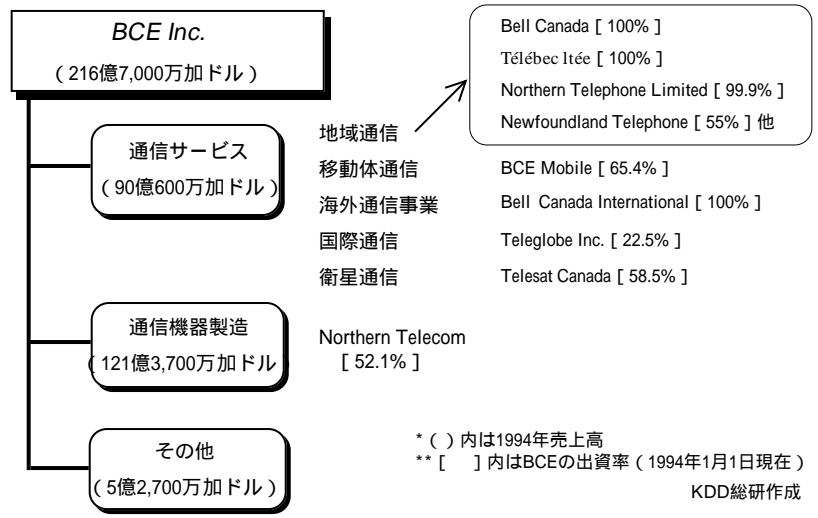
ロビイング活動など、対政府・規制機関対応を担当

#### 3.Stentor Resource Center Inc. :

国内統一サービスの企画、提携関係の樹立等を担当(戦略担当部門)

そして、ステントール構成事業者9社のうち5社が、カナダの一大通信コングロマリットBCEのグループ企業である。そして、出資比率に応じた投票権の約60%(うちベル・カナダが50%)をこの5社が握っている。

BCEは、94年の売上高が216億7,000万カナダドル(約1兆6,350億円)に上る、カナダ有数の大企業である。カナダの経済紙フィナンシャル・ポストが毎年発表する企業ランキングでは、95年はGMカナダに次ぐ第2位であった(ちなみに第3位はフォード・カナダ、4位はクライスラー・カナダである)。BCEは持ち株会社であり、ベル・カナダをはじめとする地域電話会社、米加間を除く国際通信を独占的に提供するテレグロブ・カナダ、国内衛星通信サービスを提供するテレサット・カナダ、また世界的機器メーカーのノーザン・テレコムを傘下に収めている。



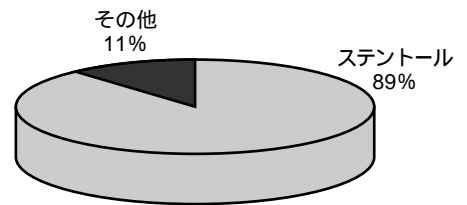
\* ( ) 内は1994年売上高  
\*\* [ ] 内はBCEの出資率(1994年1月1日現在)  
KDD総研作成



# 『カナダの 長距離通信市場』

関する「あらゆる情報(any kind of information)」を入手するため、営業担当者が顧客のごみ箱まで漁っており、会社側も賞金を出してこれを奨励しているという。

## ステントールのシェア (94年第3四半期現在)



テレマネジメント誌のデータにより  
KDD総研作成

## (2) 規制の欠陥

競争事業者は、危機の原因をCRTCの行う規制の欠陥に求めている。上述の様な激しい競争も、ステントールが

市内、長距離サービスの間で内部相互補助を行って、略奪的な料金設定を行っているからであり、その上競争事業者は、彼らが独占している市内サービスに対し、補助金として高額なコントリビューション・チャージの支払を強いられている、との主張である。

米国との比較で見れば、確かにCRTCは競争育成策を殆ど取って来なかったと言ってよい。旧AT&Tを地域部門と長距離部門に分割した米国に対し、カナダでは、地域電話会社がコンソーシアムであるステントールを通じて長距離サービスを提供するという構造を変えていない。つまり、各地域電話会社の市内/長距離部門は分離されておらず、内部相互補助に対するインセンティブが残っている。また米国で行われている、事業者を支配的/非支配的に分け、支配的事業者により厳しい規制を課す、いわゆる「非対象規制」もカナダでは行われてこなかった<sup>(注12)</sup>。イコール・アクセスは、94年7月1日と比較的はやく導入が開始されたが、キャリアの事前選択のためのパロットは実施されていない。

カナダは、常に南方の巨人米国を意識している国である。まして89年1月に発効した米加自由貿易協定(FTA)、さらにこれをメキシコまで拡大した北米自由貿易協定(NAFTA、94年1月発効)により両国間の人・物・金の移動が段階的に自由化されている中、長距離市場への競争導入にあたっては、AT&Tをはじめとする米国メガキャリアとの競争を意識せざるを得ない。つまり、今後予想される国際競争を勝ち抜くため、CRTCは国内競争の促進と同時にカナダ・キャリアの保護を追い求めなければならないのである。従って、CRTCの規制政策を悪く言えば、BCEの体力を落とさないために、その独占力に対する適切なセーフガードを定めなかったとも言える。その結果ユニテルの危機を招き、AT&Tによる支配を拡大させてしまったのは皮肉としか言いようがない。

しかし、昨年の規制枠組みの見直し決定(CRTC94-19)を皮切りに、CRTCは一転して競争条件の整備に動き始めている。その概要は3.で触れることとしたい。

## (3) 過当競争

先に1.(3)でも少し述べた通り、カナダの長距離市場でゴールド・ラッシュさながらに多くの事業者が乱立していることも、競争事業者間で互いの足を引っ張り合いを招き、危機を生んだ背景の一つである。

カナダでは、92年に設備ベースの参入が認められる以前より、既に90年3月に国内及び米加間専用線の再販が自由化されていた<sup>(注13)</sup>。fONOROLA等の大手再販事業者は既に米国バイパス・サービスの提供<sup>(注14)</sup>により顧客ベースを持っていたこと、テレコム・カナダ(現ステントール)の独占の下で市内/長距離料金のリバランシングが進められておらず「鞘取り」の余地が大きかったこと、デジタル技術の進歩によりサービス品質が確保されたこと等により、再販市場は着実に成長し、多くの事業者が参入した。また、93年に制定された新通信法の下、再販事業者に対する料金規制が撤廃されたことも援護

(注12)

ハイブリッド・キャリアを除く再販事業者に関しては、93年10月の新通信法発効と同時に料金規制が行われていない。

(注13)

国際専用線の再販は91年12月に解禁された。

(注14)

長距離市場への競争導入以前、カナダの長距離電話料金は米国に比べ非常に割高であった。そこで米国まで専用線を引き、米国長距離キャリアのゲートウェイにアクセスすることで米国の安い長距離サービスを利用するいわゆる「米国バイパス」が横行していた。CRTCは再販の自由化により長距離料金の引き下げを図るとともに、91年6月にこれを禁止する決定を下している。

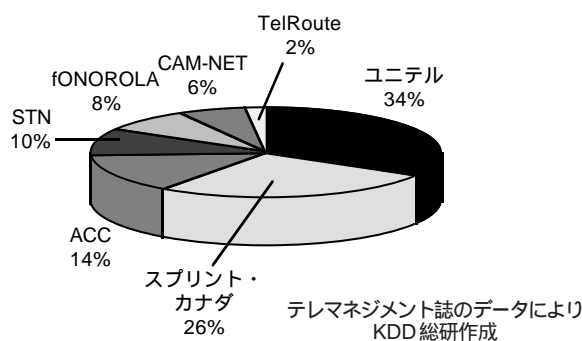




射撃となったと言える。この様に、既に再販事業者がステントールの独占を突き崩し、ある程度の成功を収めていたところに、92年6月、設備ベースの参入が認められたのである(92-12決定)。そしてこのCRTC決定の基本原則の一つは、複占でも専占でもない、自由参入(open entry)であった。こうして長距離市場には、事業者の乱立が見られ、互いの「食い合い」が起こることとなったのである。

この乱立状態により、1.(3)で述べたような中小事業者の再編はある程度予想されたことであった。しかし、このことは競争事業者最大手のユニテルにまでも大きな影響を及ぼしたのである。ユニテルは、大方の予想を裏切るタフ・コンペティターぶりを見せたステントールとの競争のみならず、既に長距離市場で地位を確立し、料金規制も撤廃された再販事業者との「両面競争」に直面せざるを得なくなった。

競争事業者シェアの内訳\*



\*CRTCにトラフィック報告の義務のない小規模再販事業者は、データに含まれていない

### 3. 94-19体制へ

#### (1)大きな政策転換

CRTCは94年9月、規制の枠組みの大幅な変更を決定した(CRTC94-19)。この決定は以下の様に非常に画期的な内容を含み、これまでの政策を大きく転換するものである。

1.これまでステントールの行為として競争事業者が非難してきた、市内サービスと長距離サービスの間の内部相互補助、長距離サービスに関する略奪的料金設定に対するセーフガードが設けられた。

##### (1)レート・ベースの分離

地域電話会社のレート・ベースを、市内及びアクセスサービスを提供する公益事業部門(Utility Segment)と、長距離サービスを提供する競争事業部門(Competitive Segment)に会計上分離する。

##### (2)CAT(Carrier Access Tariff)の導入

ステントールを含む全ての長距離通信事業者に、地域電話会社の公益事業部門に対するCATの支払を義務づける。CATは市内網へのアクセスのための料金と、コントリビューション・チャージから成る。また、地域電話会社の長距離サービスの料金は、CATを含む全てのコストを反映していなければならない。

2.これまで長い間地域電話会社の独占下にあった市内サービスに98年より競争を導入する。これに先立ち、地域電話会社に対してコロケーションの提供、及び市内ネットワークのアンバンドル化を義務付けた。

3.「消費者にやさしい競争」をうたい、長距離市場への競争導入後も低廉な料金の維持をはかってきた市内電話サービスについて、一転して値上げを認めた。<sup>(注15)</sup>

##### (1)市内/長距離電話料金のリバランス

95年より3年間、毎年2カナダドル(約151円)ずつ市内電話の月額料金の値上げを行う。同時に、基本ツール・サービス(basic toll service)の値下げを行う。

(2)市内サービスに対するプライス・キャップ制の導入3年間の移行期間の後98年1月

(注15)

値上げをし、市内サービスそれ自体をビジネスとして成り立たせないことには、競争条件を整備しても新規事業者の参入するインセンティブが存在しないことになる



KDD RESEARCH

October 1995 9

# 『カナダの 長距離通信市場』

(注16)

この件についてCRTCは今年9月8日、実施するとの決定を下した(後述)。

(注17)

その例として、ホームバンキング、テレショッピング、遠隔教育、遠隔医療、図書館へのオンライン・アクセスが挙げられている。

(注18)

この問題に関しては別個の手続きに委ねられた(4.今後の競争導入参照)。但し、ビデオ・オン・デマンド(VOD)サービスに関しては、CRTCが実験ベースの場合ライセンスの取得を免除したため、地域電話会社も提供が可能である。

(注19)

本決定の対象となる事業者は以下の通り。

fONOROLA、Rogers Network Services\*、スプリント・カナダ、ユニテル、VTL\*\*、Westel Network Services\*\*\*

\*CATVシステムオペレーター最大手、ロジャーズ・ケーブルシステム傘下の競争アクセス事業部門

\*\*大手CATVシステムオペレーター、ビデオトロン(Le Group Videotron Ltee)傘下の通信事業者

\*\*\*ブリティッシュ・コロンビア州でサービスを提供する設備ベースキャリア

(注20)

いわゆる「米国バイパス」の禁止を担保するための条件

(注21)

カナダでは、CRTCの決定に不服な場合連邦政府に訴えることが可能である。最近では、衛星放送サービスの開始にあたってCRTCの下した、一定の条件の下でライセンスを免除する決定が政府に持ち込まれ、見直しを迫られた。



KDD RESEARCH

1日より、現在の公正報酬率規制に換えてプライス・キャップ制を導入する。なお、既に競争が導入されている長距離サービスについては、95年1月1日より公正報酬率規制を適用しない。

## 4.その他

### (1)規制の差し控え

95年1月1日より端末機器の販売、リース、保守に関する規制を差し控える。なお、長距離電話市場については、今後の競争の進展を睨みつつ、将来的に規制を差し控えるのが適当と考える。とりあえずは、非支配的長距離事業者に対する規制の差し控えの実施についてコメントを募り、検討を行う(注16)。

### (2)地域電話会社に対する、情報サービス市場への参入規制の緩和

地域電話会社による情報サービス(注17)市場への参入、さらにその内容(コンテンツ)の制作、プログラミングを認める。しかしながら、今回の決定手続きでは地域電話会社が放送免許を取得できるかどうかについて検討を行っていないため、「放送」サービスはここには含まれない(注18)。

本決定に基づき、それぞれの案件について個別の手続きが進められている。そして長距離市場における競争条件整備という点で最大の関心、レート・ベースの分離に関する決定は間もなく発出の予定である。94-19決定の長距離競争に対する実効性をはかるためにも非常に注目される。

## (2) 規制の差し控え

94-19決定に基づく手続きにより、CRTCは本年9月8日、ユニテルら非支配的長距離事業者(注19)に対する規制の差し控えを行う決定(CRTC95-19)を下した。本決定は即日発効し、今後非支配的長距離事業者のタリフは、CRTCの認可を必要としない。但し、公衆交換市内音声サービス(public switched local voice services)、オペレータ・サービス、VDTサービス等は差し控えから除外される。また、決定にあたりCRTCは以下の条件を付与した。

### 1.顧客の秘密の保持

### 2.特定の顧客、事業者に対する差別的な取り扱いの禁止

### 3.外国キャリアとの協定(agreements or arrangements)について、CRTCの事前認可の取得(注20)

### 4.タリフの登録(registration)

CRTCは決定の理由として、長距離市場で競争が十分に進んでいるため、規制の差し控えの実施が競争を阻害しないことを挙げている。なお、ステントールに対する規制の差し控えに関しては、ステントールを構成する地域電話会社が依然としてボトルネック支配力を保持しているため、時期尚早であると説明している。既に料金規制が撤廃されている再販事業者を尻目に、ステントールと同様の料金規制を受けていた設備ベースの競争事業者にとって、今回の決定は朗報であろう。

## (3) 市内料金値上げならず

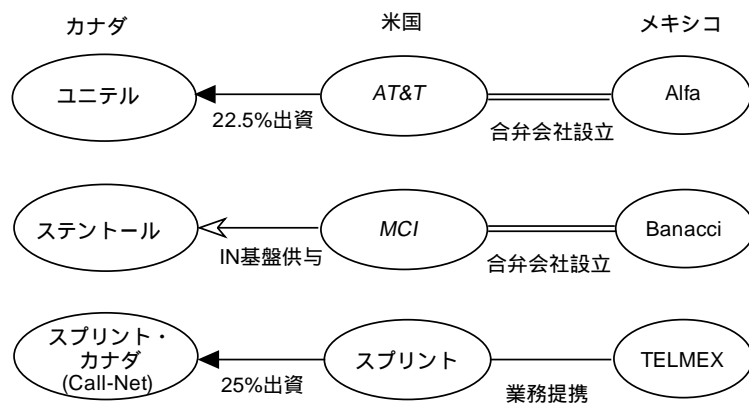
しかしその一方でCRTCは、94-19決定の中で最も重要な問題の一つである、市内料金の値上げではつまづいている。94年12月13日、この問題に関してマンレー(John Manley)産業大臣は95年10月31日を期限に見直しを行うようCRTCに命じた(注21)。市内サービスによる赤字を長距離サービスからの収益で補填している構造を改善するため、市内電話料金を値上げして長距離電話料金の値下げを行う、いわゆるリバランシングの

## 米国の軍門に下ったカナダ・キャリア

カナダの新通信法の目的の一つは、カナダ通信事業者の保護育成である。ところが、92年から93年にかけてカナダの3大長距離事業者は、次々と米国の3大キャリアとの提携を発表、その軍門に下った。この背景には89年に発効した米加自由貿易協定(FTA)のもたらした米加間の人・物・金の自由な流れがある。また94年1月の北米自由貿易協定(NAFTA)の発効を受け、現在その動きはメキシコまで拡大している。

冒頭で述べたユニテルの救済問題も、この北米アライアンスの文脈で考えてみる必要がある。米国3大キャリアがカナダで揃い踏みしている中で、AT&Tとしては1社だけその足掛かりを失うのは是非とも避けたいところであった。まして、潜在的買収者としてスプリント・カナダの名も挙がっていたため、なおさらである。しかしAT&Tにとって、まだクリアすべき難問がある。それは外資規制、そしてカナダ規制当局の承認である。AT&Tは、自社の今後の持ち株比率について「カナダの外資規制を守る」と述べた。ところがAT&Tは、ユニテルの買収を目指すことを明らかにした9月半ばの時点で、カナダの外資規制撤廃を求めるとコメントしていたため、カナダ政府は今回の発表に神経を尖らせている。今後AT&Tの持ち株比率が46%になるとの一部報道もあり、マンレー産業大臣は、もしこのAT&Tによる救済が外資規制に抵触するのであれば、断じて認めないとコメントしている。

北米キャリア・アライアンス



KDD 総研作成

実施は、世界的なトレンドとなっている。しかしこれまでカナダでは、先に述べた通り92年の長距離市場への競争導入以降も、「消費者にやさしい」競争を掲げるCRTCがあくまでも低廉な市内料金の維持をはかってきた。コントリビューション・チャージの引き下げにも言及したことで、94-19決定はこの「消費者にやさしい」政策からの脱却を目指すCRTCの意向の現れだったのである。ベル・カナダによると、カナダの住宅向け市内電話料金は1983年以降一度も値上げが行われておらず、1993年にベル・カナダが行った市内料金の値上げ申請も却下されている。CRTCのスパイサー(Keith Spicer)委員長は、カナダの市内電話料金が94-19決定に従い最終的に月額6カナダドル(約453円)値上げされても、依然としてOECD諸国の中で5番目に低く、米国、スウェーデン、オーストラリア、英国よりも低い水準にあると述べているが、市内電話料金の値上げは、殆ど全てのカナダ国民が影響を受ける大きな政治的争点である。マンレー大臣は、消費者団体及び競争事業者の訴えに対応する措置であることを明らかにしており、ステントールは、規制手続きの政治化(政治的利用の意か)であると反発している。



## 『カナダの 長距離通信市場』

### 4. 今後の競争導入の動き

これまで長距離市場へ競争導入後のカナダ通信市場の激動について述べてきたが、最後に、今後競争導入の見込まれる市場を概観する。これらがさらなる激変につながるのか、注意深く見守る必要がある。

#### (1) CATV/市内電話

CRTCの94-19決定では、地域電話会社による「放送」サービス参入問題は棚上げされていたが、別個の手続きによりその検討が進んでいる。この手続きでは、今すぐCATV市場への参入を果たしたい地域電話会社と移行期間を求めるCATV事業者の利害が衝突しており、参入のタイミング、条件が大きな争点となっている。既にCRTCと政府の情報ハイウェイ審議会(Information Highway Advisory Council)の報告がまとめられており、これらをもとに年内にも産業大臣の最終報告が発表される予定である。

CRTC

CRTCは、地域電話会社のCATV参入には、94-19決定に基づく市内サービスへの競争導入が前提であると述べ、以下の条件を付与することを提案している。

- ・コロケーションの提供
- ・ローカルネットワークの構成要素のアンバンドル化
- ・相互接続タリフの策定(電柱、ダクト、管路使用権へのアクセス、トラフィックの終端に関する相互補償等を含む)
- ・ローカル・ナンバー・ポータビリティの実施
- ・料金体系のリストラクチャリング(リバランシングを含む)

CRTCは、CATV事業者の求めていた競争導入までの移行期間は定めなかったものの、規則制定に12~18か月、そして実際の参入までさらに3年~4年を要すると見込んでおり、上述の条件とともに地域電話会社に厳しい内容となっている(注22)。

情報ハイウェイ審議会

審議会の報告は、CRTCの課した5条件に賛成するなど、ほぼCRTCの見解を踏襲するものである。ただし、審議会は電話会社、CATV事業者のどちらも相互参入にあたって時間的なヘッド・スタートを得るべきではないと述べており、CRTCによる規則制定手続きを急ぐよう求めている。

#### (2) テレグローブの独占問題と国際通信市場

カナダ産業省は7月12日、"Review of Canadian Overseas Telecommunications and Specifically Teleglobe Canada's Role"と題する文書を発表、97年3月まで認められているテレグローブ・カナダ(以下テレグローブ)の(対米を除く)国際通信設備の独占的提供権について、見直しを開始した。産業省は、主に以下の論点を挙げ、関係者のコメントを求めている。

##### 1. 競争の導入

- ・単一のキャリアによる国際サービス提供の継続が、カナダとカナダ国民にとって最高の利益をもたらすか。
- ・設備ベースによる競争事業者の参入は、雇用、技術革新、投資を促進するか。また参入により料金の値下げを招き、消費者の選択の幅を広げるか。
- ・競争を導入する場合、独占を維持すべきサービスはあるか。
- ・競争導入について実行可能なモデルは、事業者の参入にあたりどのような条件を課すべきか。

(注22)

ステントールを構成する地域電話会社9社は既にマルチメディア計画"Beacon"を発表している。94年4月に公表されたこの計画によれば、9社は10年間で80億カナダドル(約6,036億円)を投じて広帯域ネットワークを整備するとともに、アプリケーションやサービスを開発するためにMultimedia Inc.という新会社を設立、5年間で2億5,000万カナダドル(約189億円)を投資する。



## 2. テレグローブへの出資制限

- ・カナダのキャリアに対する、テレグローブへの出資制限<sup>(注23)</sup>を変更若しくは廃止すべきか。
- ・外国キャリアによるテレグローブへの出資の禁止を変更若しくは廃止すべきか。
- ・テレグローブは、通信法に定める外資規制<sup>(注24)</sup>にのみ従うべきか。

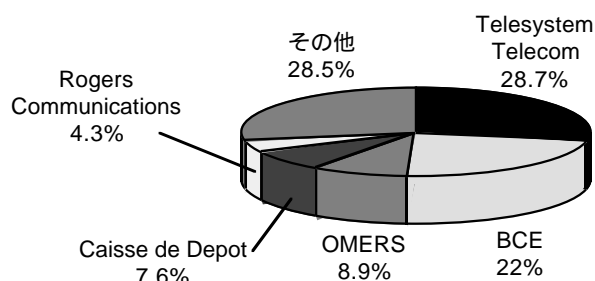
## 3. 総論

- ・国内及び国際における競争力を維持し、市場の拡大を確保するにあたり、どのような手法、政策がとられるべきか。
- ・97年4月以降国際通信設備の提供に競争が認められるべきか。認められる場合、どのような移行措置が必要か。
- ・カナダの主権を強化し、同時に競争を維持するために、どのような競争モデルを採用すべきか。競争事業者は、全ての対地にサービス提供を義務づけられるべきか、あるいは事業者提供対地の選択を委ねるべきか。

仮に国際設備の独占が崩れた場合、テレグローブには存続をかけた危機となろう。テレグローブは既に、キャリアに対する「卸売り」サービスの提供しか行っておらず、収納料金の決定を含むエンドユーザーへのサービス提供は全て国内事業者の責任となっている。その際テレグローブは、今後10年間全ての発信国際電話トラフィックをテレグローブにルーティングするとの協定をステントールと結んでいるが、これは、テレグローブの独占が終焉した場合1年後に失効する。テレグローブの「卸売り」サービスであるグローブアクセス(International Globeaccess Service)は、時分料を伴っており、大口の事業者にとっては、スケール・メリットの活かさないサービスである<sup>(注25)</sup>。つまりエンドユーザーを持つ国内事業者にとってはテレグローブのサービスを利用し続けるインセンティブが少ないと言え、テレグローブとしては料金改定を迫られて収入減の憂き目を見るか、最悪の場合国際トラフィックを一気に失う危険性が生じることとなる。

では、テレグローブの潜在的競争事業者は誰であろうか。まず挙げられるのがBCE、そしてユニテル、スプリント・カナダをはじめとする国内長距離競争事業者である。しかし後者、特にユニテルは、資金上余裕のないものと思われ、参入は微妙である。一方のBCEにしても、上述の通りテレグローブへの出資制限が変更もしくは廃止された場合、自身で参入をはかるよりは、出資拡大を通じてテレグローブの支配権を握る可能性が高い。仮に新規参入が見られず、テレグローブが完全にBCEの支配下に入った場合、ユニテル等の国内長距離事業者に対する非差別的なサービス提供が、いかにして確保されるかが重要なポイントとなる。

テレグローブの出資構成



KDD 総研作成

(注23)

現状では、カナダのキャリア及びその親会社は、テレグローブ・カナダの親会社であるテレグローブ社(Teleglobe Inc.)の議決権付き株式を、3分の1までしか取得できない。現在テレグローブ社には、BCEが約22%出資している。

(注24)

外国人によるカナダの通信事業者への出資は、議決権付き株式の20%までに制限されている(通信法16条)

(注25)

グローブアクセスの料金構成は、接続のための初期費用(1.5Mbps(DS-1)当り300カナダドル)、月額基本料(DS-1当り月額150カナダドル)、ネットワークの使用料(呼毎に0.30カナダドル、および、対地毎に異なる6秒毎の時分料)から成る。



KDD RESEARCH

October 1995 13



# 『カナダの 長距離通信市場』

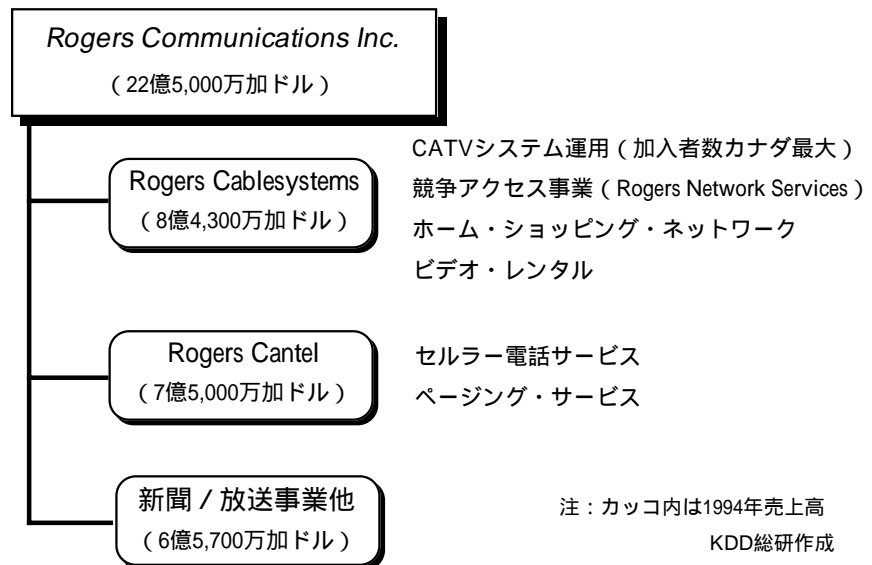
## おわりに

「ゴールド・ラッシュ」は終わり、引き続き厳しい競争の下、今後も中小の事業者を中心にますます再編が進むのは間違いない。その一方で、94年の規制の枠組みの見直しを皮切りに、CRTCは92-12体制における「自由放任」的な政策から転換、遅ればせながら公正競争のためのセーフガードを整備しつつある。その実効性ををはかるためにも、ステントールの市内/長距離レート・ベースの分離に関する決定が待たれるが、これまで不振の原因を規制に求めていた競争事業者は、まさにこれからが正念場と言えよう。

さらに、今後紆余曲折が予想されるものの、市内通信、CATV、そしておそらく国際通信にも競争が導入されるであろう。いずれにしても、カナダの一大勢力BCEのマーケット・パワーに対する適切なセーフガードを整備したうえでの競争が望まれるが、その中でさらなる事業者再編の可能性もある。カナダの通信市場は今後ますますの激動が予想される。

### もう一つの勢力ロジャーズ王国

94年の売上高22億5,023万カナダドル(約1,698億円)、前述のフィナンシャル・ポスト紙の95年企業ランキングにおいては63位と、BCEとは規模において比ぶべくもないが、カナダのメディア・グループ、ロジャーズ(Rogers Communications Inc.)も無視しえない一大勢力である。ロジャーズは、ユニテルへ29.5%出資していた他、通信分野では、競争アクセス事業(Rogers Network Services)、カナダ全土を営業区域とするセルラー事業(Rogers Cantel)を傘下に収め、またカナダで最大の加入者数を誇るCATVシステムの運営をはじめとする放送事業も行っている。ユニテルから撤退した今、新たにスプリント・カナダへ出資するとの噂もあり、ロジャーズの長距離通信事業に対する並み並みならぬ熱意がうかがえる。



## 第二部

# 各国のテレコム情報



アメリカ

16p ~ 24p



アジア

25p ~ 36p



ヨーロッパ

37p ~ 47p



## 米国

### 一般ユーザー向け割引サービスを巡る米国長距離電話事業者の動き

AT&T/MCIは割引幅を縮小し、割引対象サービス/顧客を拡大。スプリントは年間利用額の10%を顧客に払い戻すことを発表。一般顧客の囲い込みに各社苦心。

昨年のAT&Tの"True"キャンペーンの成功以降長距離電話市場における割引競争は過熱していたが、ここに来て割引率を抑えようとするサービスがAT&T及びMCIより発表された。今回発表されたものは共に割引幅を縮小しているが、割引対象のサービスもしくは顧客層は拡大している。一方、スプリントは継続して全国単一料金 "Sprint Sense" を一般ユーザー向けの主力商品としているが、年間利用額の10%を現金で顧客に払い戻すことを発表した。各社サービスの概要は次のとおり。

#### 【AT&T】

名称: "True Reach Savings" (8月21日発表)

内容: 月額利用額 10-25\$ 10%の割引  
25\$- 25%の割引

割引対象サービスに長距離セルラー、オペレータ扱い呼、番号案内、会議通話及び長距離800番を追加

(参考)従来の "True Savings" の割引内容(今後も選択肢として存続)

10-50\$ 25%の割引  
50\$- 30%の割引

#### 【MCI】

名称: "Friends & Family" (9月1日発表)

内容: 通話先がMCI顧客の場合(通話先を"Close Nit"として指定する必要はない)

月額利用額 10-25\$ 20%の割引  
25\$- 35%の割引

通話先がMCI顧客でない場合

月額利用額 10-25\$ 10%の割引  
25\$- 25%の割引

(参考)従来の "Friends & Family" の割引内容(廃止)

通話先が"Close Nit"と指定を受けたMCI顧客に限り、50%の割引  
通話先が上記以外の顧客の場合、25%の割引



KDD RESEARCH

## 【スプリント】

名称: (特になし模様)

内容: 年間利用額の10%を顧客に現金(小切手)で払い戻す。最低利用額は25\$としており、25\$に満たない場合はその分を次年度へ繰越することができる。最初の払い戻しは来年夏の予定。(8月28日発表)

(参考)"Sprint Sense" の料金

ピーク料金(平日)1分 22セント

オフ・ピーク料金(夜間・週末) 1分 10セント

WS( 8/22,9/1 )、CD( 8/22,8/29,9/5 ) 他

## COMMENT

1994年の1年間で米国の一般ユーザー層の内約16%(約1600万加入者)は長距離通信事業者を変更し、その4分の1は年間で2回以上利用事業者を変更したと言われている。これらの顧客は、サービスを買叩きことに馴れ、通信事業者を競り合わせる等、料金競争を増長させている。今回のAT&T及びMCIのサービスは割引率が抑えられており、結果的に値上げとなる顧客層も生じるが、これは破滅的な割引競争を終結させようとする試みであると同時に、対象顧客/サービスを拡大することにより、顧客の囲い込みを図ろうとしている。今回MCIはAT&Tに追随する形で料金体系を均一の内容としたが、これは顧客の変更インセンティブを抑えることを目的としたMCIの囲い込み施策と見ることができる。スプリントは、今回の決定は顧客をつなぎ止めることが目的であることを明確にしている。今後、地域系通信事業者の長距離市場への参入に備え、各社は割引対象となるサービスメニューを拡大し、ワン・ストップ・ショッピング的なアプローチによる「パッケージ型」商品で顧客の囲い込みを図るものと予想される。しかしながら、パッケージ型サービスが一般ユーザー層のニーズに合った商品であるとは考えにくい。長距離/地域系の垣根が無くなれば地域系事業者は低料金で長距離市場に参入することは必至であり、結局、再び顧客は事業者を競り合わせ、激しい割引競争が展開されるものと予想される。(井上 茂雄)

## FCC、MCIの外資比率拡大を承認

MCIの外資比率は35%に、MCIの支配権に影響がないこと、又、公共の利益に適合するとの決定要旨。スプリント/DT/FTの資本提携への影響が注目される。

MCIの外資比率を28%から35%に拡大することに関し、FCCは次の根拠により承認した。

1. 今回の拡大は、外国の一般投資家によるものであり、MCIの支配権獲得に関する意図・能力がないこと。
2. 単独で1%以上の出資を行っている外国人・外国企業はないこと。





# AMERICAS

(注1)  
米国の固定通信衛星に係る規則において、国際と国内の区分を撤廃しようとするもの。

(注2)  
規則制定案中、DOMSATも国際サービスを自由に提供可能とすることにより、現在の別個衛星システム政策の「接続可能な公衆交換網の容量上限」が課せられることとする点

(注3)  
現行規則では、DOMSATは宇宙局免許の交付の前に、当該衛星に係る具体的な財源証明を済ませることとなっている。一方、別個衛星システムは、先ず費用概算及び財源計画(概要)の提示で予備免許の交付を受け、予備免許取得により可能になる外国側の承認(ランディング・ライツ)及びインテルサットでの調整を済ませた後、具体的な財源証明を提出し(正式)免許の交付を受けるという2段階の手続きを採っている。本規則制定案では、2段階の手続きを「予備免許制」を廃するという現別個衛星システムに対する規制強化となる提案を行っている。

(注4)  
現行の規則では、DOMSATはコモンキャリア(一部はノンコモンキャリアベースでサービスを提供することは可能)別個衛星システムはノンコモンキャリアと分類されている。本規則制定案では、コモン/ノンコモンキャリアの選択を事業者に委ねるとする提案を行っている。

(注5)  
現行規則では、地球局の無線局免許に国内用と国際用の分類があり、国内用は一度の免許手続きで全てのDOMSATと対向することが認められる。一方、国際用は対向する衛星を追加する度に免許変更手続きが必要になる。本規則制定案では、衛星に国際と国内の区別を無くすことに併せ、地球局にも国際と国内の分類を廃し、一度の免許手続きで全ての固定通信衛星に対向することを認める(現国内用地球局の方式)ことを提案している。

(注6)  
1982年に、FCCより発出されたDBSサービス決定以降のDBS関連規制において、DBSサービスはトランスポーター政策または別個衛星システム政策の対象となると規定されていない。

(注7)  
THE MOTION PICTURE ASSOCIATION OF AMERICA, INC. 米国の主要なプロデューサー、配給社、映画及びテレビ会社をメンバーとする会社。

3. BTの出資比率に変化がないこと。

4. MCIのネットワークや市場の拡大が期待され、公共の利益に適合すること。

FCCは本件承認の条件として、BT/MCIの資本提携の際に課した諸条件の他、BT以外の外国人もしくは外国企業の出資比率が1%を超えた場合にはその旨報告することを義務づけた。

KDDワシントン事務所325(8.15)

## COMMENT

今回の決定により、BT以外の外国人もしくは外国企業の出資比率が1%を超えた場合、MCIはFCCにその旨報告する義務が発生した。これまでは、認められた最大の枠を堅持していれば、BT以外の出資比率は問われないこととなっていたが、この場合、BT以外の外国資本、もしくはBTの影響下にある外国資本による買い占めという事態が生じることも想定された。今回明確な基準が示されたことにより、このようなケースを規制することが可能となる。

(井上 茂雄)

## 通信衛星政策における国際と国内の区分撤廃案に対するコメント

多数のコメントが出され、総論は大半が賛成、財源証明・コモン/ノンコモンの分類、コムサット、DBS等の各論/関連事項で利害が対立。

FCCは本年4月に、国内衛星(DOMSAT)に対する規制におけるトランスポーター政策と別個衛星システム政策の融合(注1)及びこれに付随する規制の変更を提案(規則制定案)し、関係事業者等のコメントを求めていた。また、本規則制定案では対象としていない移動体通信衛星及びDBS(Direct Broadcasting Satellite)にも適用することの是非等にもコメントが求められていた。衛星事業者及びユーザから多数のコメントが寄せられており、各論点毎の賛否の分布は下表のとおり。

	賛 成	反 対
2政策の融合 (総論として)	ユーザ(条件付き賛成)衛星事業者	数社
公衆網接続制限(注2)	殆どの衛星事業者及びユーザ	N/A
財源証明(注3)	DOMSAT事業者	現別個衛星システム事業者
コモン/ノンコモン キャリアサービスの 事業者選択(注4)	殆どの衛星事業者	コムサット、一部ユーザ
コムサットの国内参入	コムサット	コムサット以外の衛星事業者
地球局免許の国際/ 国内区分撤廃(注5)	放送事業者、衛星事業者	N/A
外国衛星の米国内 通信への参入	DBS事業者(除DirecTV)、 ユーザ、ヒューズ、オライオン (条件付き賛成)衛星事業者(除ヒューズ/オライオン)	DirecTV
DBSへの本案の適用(注6)	DBS事業者(除DirecTV)、MPAA(注7)	DirecTV



この他、先の規則制定案では触れられていない点として、外国での傍受・窃用で問題となっている番組の著作権問題が本提案の実施により悪化する可能性について危惧するコメントが放送事業者から出されている。

既にコメント期間は終了しているが、FCCが新・別個衛星システム政策の決定文書を出す時期については、期限等が規定されておらず、明らかではない。

KDDワシントン事務所(7.17/24) Telecommunications Reports(6.19)

## COMMENT

### 1. DOMSAT v.s. 現別個衛星システム事業者

#### 1) 相互参入をめぐる

本件は、DOMSATと別個衛星システムの相互参入を認めようとするものであり、双方とも自社の不利<sup>注8</sup>を訴え、参入時期をずらす等の優遇措置を提案している。また、外国衛星による米国内通信市場への参入については、DOMSAT・別個衛星システム共に賛成しているが、オライオン(別個衛星事業者)を除き、外国側での米国衛星の参入機会の同等性を条件とすべきとしている。オライオンは、JSATによる日米回線の提供には反対していたにも拘わらず、本件では最も開放的なコメントを寄せている。

#### 2) 財源証明をめぐる

衛星の免許取得の際の財源証明義務については、別個衛星システムは、規制強化になるとして強く反対しており、逆に、別個衛星システムに適用されている弛やかな方式(2段階での証明)を適用するよう訴えている。

### 2. 衛星事業者 v.s. ユーザ

大口ユーザである放送事業者は、米国内での番組素材収集・伝送等に使用するDOMSATの随時映像伝送サービスは、常に需要が逼迫気味であり、安定的な供給を確保するためにコモンキャリアサービスとして引き続き提供されるべきと主張。一方、DOMSATは、各種手続きが不要となり料金設定の自由度が拡大するノンコモンキャリアベースでのサービスの提供を自己の裁量において行いたいと考えており、FCCの案にある「十分な供給及び競争から規制する意義は薄れた」という見解を支持。供給の実情をめくり対立。

### 3. コムサット v.s. 他の衛星事業者

各社のコメントにおいてインテルサット及びインマルサットの特権が指摘され、また今後の機構改革の動向を見るべきとされていること及びそもそも本規則制定案は、FCCの方針がインテルサット重視から別個衛星重視への転換の現れと考えられることから、コムサットの国内市場への参入は認められる可能性は低いのではないかと。尚、通信衛星法第401条によりコモンキャリアと規定され、各種の規制及び手続きを義務づけられているコムサットは、本規則制定案により別個衛星事業者等がノンコモンキャリアベースのサービスを自らの裁量で提供できることにすることに反対している。

### 4. DirecTV v.s. その他のDBSを利用する放送会社

DBSサービス市場におけるDirecTV<sup>注9</sup>の市場支配力の強さを如実に示す形で対立している。DirecTVは、DBSサービスはDOMSAT関連規制及び別個衛星システム政策の対象とならず自由な規制環境下で発展しつつあり、外国衛星の参入が想定される現在、敢て規制強化となる本規則制定案の対象とすることで競争力を低下させるのは得策ではないと主張。一方、その他のDBS放送会社は、DirecTVによるDBSに必要な高出力衛星の半独占状態を指摘し、外国衛星の利用を可能とすることで高出力衛星の供給不足を回避し競争を導くことが可能と主張している。また、安定供給確保のため、FCCはコモンキャリアベ-

(注8)

DOMSAT事業者は国際サービスへの参入に必要な外国側の許可取得の交渉に要する時間を、別個衛星システム事業者は軌道位置及び国内用に割り当てられる衛星容量に乏しいことをそれぞれ指摘している。

(注9)

DOMSATの最大手の1つであるHughes Communications Inc.との姉妹会社であるGM Hughes Electronicsのユニットの1つ。デジタル圧縮技術を用いた最大150chの娯楽番組を衛星経由で提供。Hughes Communications Inc. が提供するDBS用の高出力Kuバンドの衛星容量の大半を確保している。



# AMERICAS

スでサービスを提供させる義務まで放棄すべきではないとしている。

## 5. 米国 v.s. メキシコ

メキシコの主官庁は、本規則制定案のためにより多くの米国衛星がメキシコに参入する可能性があることを懸念し、軌道位置配分が米国系衛星に偏ったものであるとして暗に牽制する他、同国に係る国内及び国際通信の提供に外国衛星を使用する場合、メキシコの主官庁の許可を得る必要があると指摘するコメントを提出している。

## 6. 放送番組の著作権問題について

放送事業者より新たに指摘されている番組の著作権問題は、DOMSATのカパレッジにある中南米諸国における無断受信及び使用(傍受・窃用)のため、ここ10年来問題とされてきており、NAFTAやGATTの場でも取り上げられた経緯がある。DOMSATの提供範囲の拡大に伴う傍受・窃用の増加を危惧する放送事業者は、FCC規則において、当該行為がFCCによる制裁の対象となると規定する等の案を提示している。(大谷 潤)

## ゴア副大統領、通信改革法案を批判

競争よりむしろ企業合併や集中が促進されると法案に反対を表明。

ゴア副大統領は9月12日、ワシントンで開催された"Networked Economy"と題する会議の席上、上下両院を通過した通信改革法案について、「競争よりもむしろ企業間の合併や集中を促進するものである」と批判、「100社との契約(a contract with 100 companies)」であると皮肉った<sup>(注10)</sup>。また同副大統領は、法案を「通信料金やCATV料金の値上げという消費者の犠牲の下、大企業に迎合するものである」と断じている。さらに、議会共和党がFCCの予算の約20%削減を図っていることにも触れ、同法案でFCCに新たな規制権限を与える一方でその手段を減じるということは、通信改革そのものが失敗に終わるか、そもそも欺瞞(a fraud)であることを示していると述べた。

Telecommunications Report(9.18) New York Times(9.13) 池

(注10)

昨年下院共和党が打ち出した選挙公約「アメリカ国民との契約(Contract With America)」のもしり。

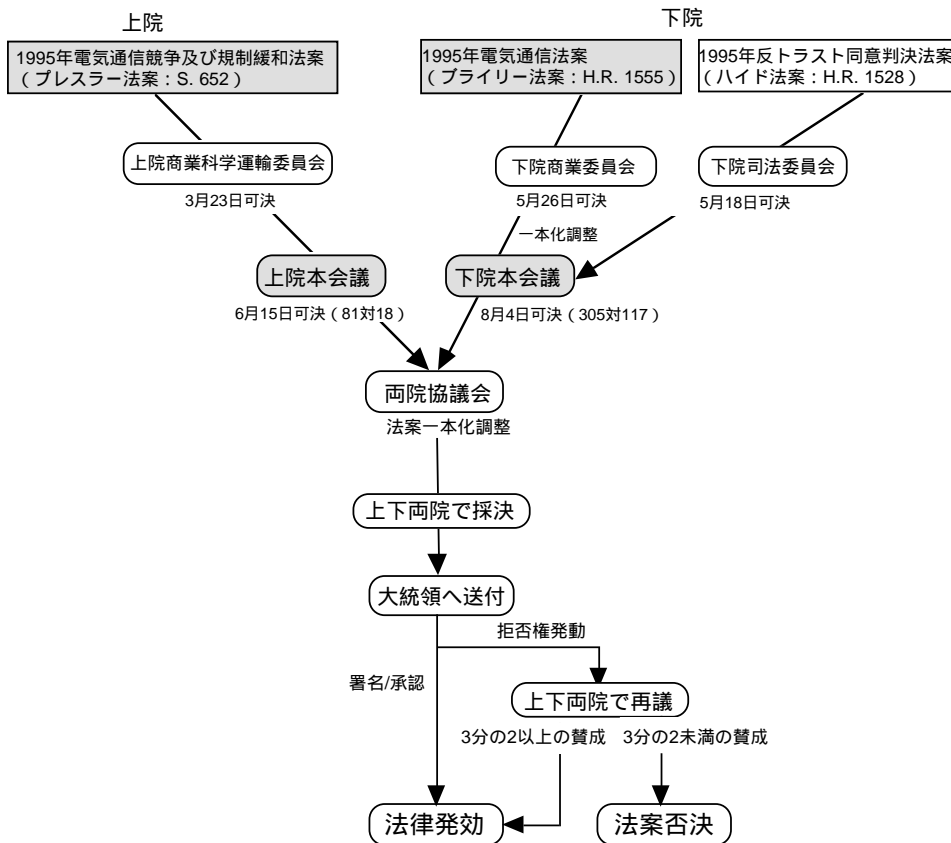
(注11)

大統領が拒否権を発動した場合、法案は上下両院で再議(reconsider)されるが、そこで3分の2以上の賛成が得られると、法案は大統領の反対にも拘わらず連邦法となる。上院のプレスラー法案(S652)は81対18、下院のブライリー法案(HR1555)は305対117と、それぞれ圧倒的多数で可決されている。

## COMMENT

下院本会議での8月の採決の直前、クリントン大統領は通信改革法案について拒否権発動の可能性を明らかにした。上下両院とも、大統領の拒否権を覆すほどの大差での可決となったが<sup>(注11)</sup>、今回のゴア副大統領による批判は、大統領府の反対に変わりのないことを示している。一方議会側は、大統領府の批判について両院協議会で討議すべきであるとしているが、その両院協議会の開催が、1996会計年度予算案やメディケア等の審議により遅れている。(園山 佐和子)

### 法案の審議過程



## AT&Tによるアラスコムの買収、FCCが承認

アラスカ市場構造問題に関する連邦・州合同委員会の最終勧告が踏襲されることを条件に、FCCはAT&Tによるアラスコムの買収を承認。

アラスカ公益事業委員会に続き、FCCもAT&Tによるアラスコムの買収を8月1日付けで承認した。司法省の承認が得られ次第、アラスコムの経営権はパシフィック・テレコムからAT&Tに承継されることとなる。承認の条件は、アラスカ市場構造問題に関する連邦・州合同委員会の最終勧告が踏襲されることであり、アラスコムは当面独立した長距離通信事業者として運用されることとなった。従来のJSA( Joint Service Agreement: AT&T / アラスコム間の州際サービスに関する共同業務協定)あるいは合同委員会の最終勧告では、AT&Tは当面資金をアラスコムに補填しながらアラスカとの州際サービスを提供しなければならない仕組みとなっていた。今回の買収により、AT&Tは対アラスカ資金補填を内部化し、州際サービスを引き続き提供する。長年にわたるJSAの廃止論議も最終的な決着を見た。

Telecommunications Report( 8.7 )他



# AMERICAS

COMMENT

アラスカでの通信サービスの提供には、地理的条件等、その特殊事情からFCCは様々な規制を設けており、前述のJSAもその一つである。ここ数年、アラスカの電話市場は伸び悩んでおり、辺境地での通信事情も大きく改善されていないが、JSAの下ではアラスコムに経費削減のインセンティブが働かないことがその一つの原因であるとの指摘が従来からAT&Tよりなされていた。

一方、現在アラスカにおける長距離通信事業はアラスコムとGCIの2社によって提供されている。GCIについては昨年1月にMCIがその株式の約30%を取得したが、MCIはステントールとの提携との一環として、北米全体をカバーする提携関係の構築を目指している。GCIのアラスカにおける州際通信のシェアは既に40%に達している模様であるが、MCIの資本参加により、アラスカの長距離通信市場を巡る本格的な競争環境は整ったものと思われる。

今回のAT&Tによるアラスコム買収により、アラスカ市場の活性化が期待されるとともに、インフラの整備も従来より早いペースで進むものと思われる。アラスカの市場構造が他の本土48州並になる時期が近づいた。

(井上 茂雄)

(注12)

CAAは、ケビン・コスナー、トム・クルーズ、デミ・ムーアなどエンターテインメント・ビジネスの超大物をクライアントにもつ他、スティーブン・スピルバーグなどの著名な映画監督や脚本家なども擁する巨大エージェントである。これらのエージェントは、俳優や監督、脚本家などをパッケージ化して映画制作会社に売り付けるなどの方法でバーゲニング・パワーを高めており、米国映画産業に隠然たる影響力を持っている。

(注13)

オービッツ氏は、アメリカの映画雑誌「プレミア」誌による米国映画産業で影響力のある人物100人のランキング、「ハリウッドのパワー」で、1990年から1992年まで1位にランクされている。ソニーによるコロムビア買収や松下によるMCAの買収にもオービッツ氏の仲介があった。Tele-TVのワード・ストリンジャー(Howard Stringer)会長は、三大ネットワークの1つCBSの幹部から、オービッツ氏のスカウトにより転身している。

(注14)

GTEも8月11日、このJVに参加することを表明した。

## Tele-TV、CAAとのコンサルティング契約を中止

CAAのオービッツ前会長のディズニー移籍が原因。アメリテックら他RHCs3社とディズニーによるJVに参加との観測も。

ベル・アトランティック、ナイネックス、パシフィック・テレシスの合併による映像番組制作会社Tele-TVは8月23日、俳優斡旋業のCAA(Creative Artists Agency)<sup>注12)</sup>との契約を中止すると発表した。これは、CAAのマイケル・オービッツ(Michael Ovitz)<sup>注13)</sup>前会長のディズニー社長への就任を受けたものである。Tele-TVは設立と同時に映像番組の制作やナビゲーション・システムの開発、全国ブランドの設定やマーケティングに関してコンサルティングを受ける契約をCAAと締結、CAAとオービッツ氏に対し3年間で約5,000万ドルを支払うことになっていた。

Wall Street Journal(8.15/19) Telecommunications Report(8.21) 他

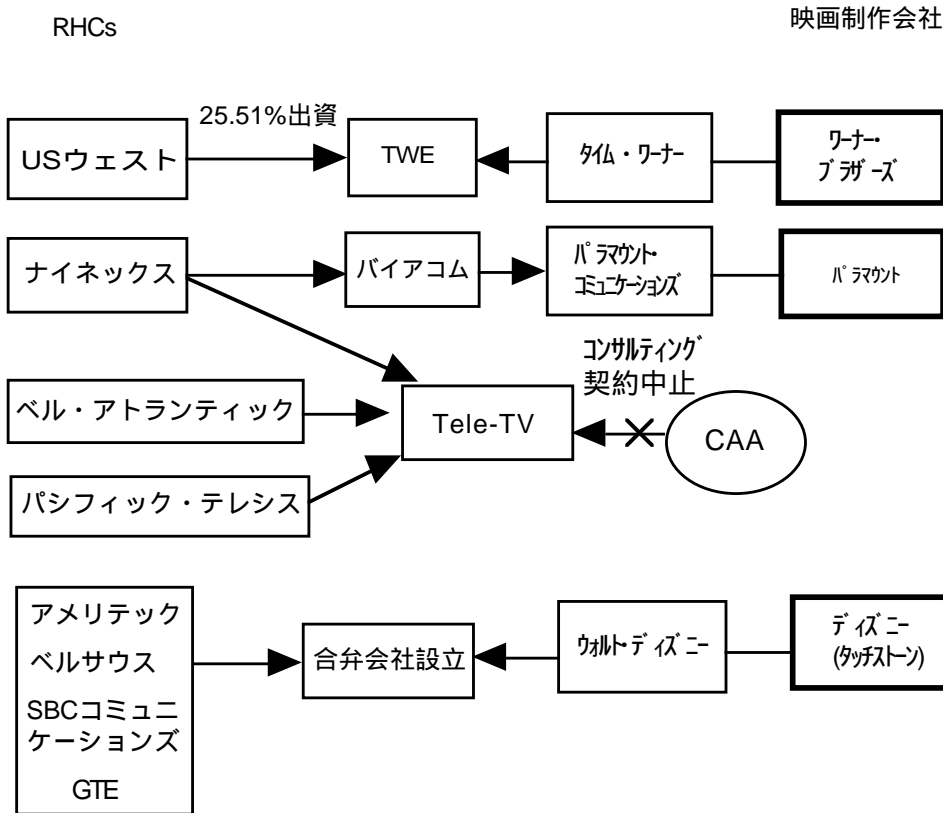
COMMENT

米国M&A史上第2位の規模となったABCネットワークの買収、また上述のオービッツ氏の引き抜き等、近頃華やかな話題の多いディズニーであるが、その影でRHCs3社が煮え湯を飲まされることとなった。Tele-TVとCAAとの契約はオービッツ氏の存在が目玉であり、Tele-TVは会社の立ち上げに際し、ストリンジャー会長ら役員のスカウトをはじめ、RHCs3社の取りまとめ、事業計画の策定等同氏に多くを負っていた。しかし、ディズニーも昨年8月、アメリテック、ベルサウス、SBCコミュニケーションズと番組制作を手掛ける合弁会社を設立しており<sup>注14)</sup>、ベル・アトランティック陣営から見ればオービッツ氏はまさにライバル側に寝



返ったこととなる。Tele-TVはオーピッツ氏のCAA離脱について、MCAへの移籍が噂されていた今年5月頃から予想されていたことであるとし、同氏の移籍が明らかとなってから、放送ネットワークやハリウッドの映画制作会社、CAAのライバル・エージェント等から数多くのアプローチがTele-TVに寄せられているとの強気なコメントを発表している。その一方でTele-TVがディズニー側のJVに加わるのではないかという観測もあり、ハリウッドの大立て者を失ったRHCs3社が、今後どう体制を立直すのが注目される<sup>(注15)</sup>。(園山 佐和子)

### RHCsによる映像番組の制作



(注15)  
Tele-TVは来年より、ワイヤレスケーブルシステムを利用して番組配信、ニア・ビデオ・オン・デマンドサービスの提供を計画している。

## メキシコ

### MCI、メキシコ電話市場へ参入

合弁会社 "Avantel" による電話市場参入をメキシコ政府が事業認可。北米大陸シームレス通信網構築にMCI一歩リード。

メキシコ政府はメキシコの最大手金融グループ "Bannacci" と MCI の合弁会社 "Avantel"<sup>(注16)</sup> に対して長距離・国際電話市場への参入を認可した。メキシコ通信市場は

(注16)  
"Avantel"は1994年1月25日に設立され、MCIが4億5,000万ドル(45%)、Banacciが5億5,000万ドル(55%)出資している。メキシコの通信事業者に課せられる外資規制率は49%。



KDD RESEARCH





# AMERICAS

1997年に競争が導入される予定であり、AT&Tを始めとした米国キャリア数社も既に参入の計画を発表している(表参照)。Avantel が新規事業者として初めての事業免許を付与されることとなった。合併会社は、当初、メキシコ・シティ、グアダハラ、モンテレーの3大都市を接続する光ファイバー網(Crystal Triangle)を敷設する。又、MCIのIN基盤を導入するとともに国際交換局をモンテレー及びグアダハラに設置し、米国(MCI)カナダ(ステントール)と合わせて、北米大陸のシームレス・ネットワークを構築する計画である。光ファイバー網敷設に関わる入札は9月14日に既に行われ、ノーザン・テレコムとメキシコの最大手建設グループであるICAによるコンソーシアムが約3.8億ドルで落札した。Avantel は97年7月までにはメキシコの34都市を結ぶ光ファイバー・ネットワークを完成させるとしており、総額で18億ドルの投資を行うと発表している。

New York Times(9.7) Financial Times(9.8) 他

## COMMENT

メキシコ通信市場への進出を狙う他のグループ(表)の内、現在事業免許の申請を行っているのは、本件の Avantel 以外では、テレグローブ、IXC/Westel、Radio Beepの合併会社である"Marcatel"だけと観測されており、近々認可される見込みである。その他のグループについては、メキシコの規制の枠組みやTELMEXとの相互接続の条件が確定されるのを待って申請するものと思われ、一時期に比べると進出に消極的である。この背景には昨年のメキシコの通貨危機とこれに伴う景気後退が挙げられ、競争導入が97年と未だ猶予があることから慎重に対応していたものと思われる。この間隙を縫ってMCIがいち早く事業を立ち上げる形となったが、先行者利益がもたらされるか注目される。現在40億ドル(約4,000億円)と推定されるメキシコの長距離通信市場は今後飛躍的に伸びる潜在能力は充分にあるが、もしメキシコの景気回復が遅れた場合、競争導入当初にメキシコ市場が支え得るネットワーク数は自ずと制限されるだろう。この点について、メキシコ政府は事業者の数に制限は設けないとしており、又、MCIは25程度の競争事業者が出現するとコメントを発表している。

(井上 茂雄)

表 米国通信キャリアによるメキシコ長距離通信市場への進出

米国通信事業者	現地パートナー	概要
AT&T	Alfa	10億ドルを拠出して合併会社を設立。AT&Tは株式の49%を保有する。
スプリント SBC Comm.	TELMEX	スプリントはTELMEXと米墨間のシームレス国際通信サービスの提供に向けて広範な業務提携を確立。
MCI	Banacci	MCIとメキシコ最大の金融グループのBanacciは1994年1月、長距離通信市場へ参入するために合併会社を設立。
ベル・アトランティック	グループ・ユーサ (Grupo IUSA)	メキシコ最大の非電話会社系セルラー会社、ユーサセルを擁するグループ・ユーサと合併会社を設立。
GTE	Grupo Financiero (GFB)	GTEは1994年9月、大手金融グループのGFBと合併会社を設立。
テレグローブ(カナダ)	Radio Beep	米国の長距離通信事業者であるIXC Communications、Westel Incと総額25億ドルを投じて合併企業"Marcatel"を設立。



KDD RESEARCH

# ASIA



## アジア全般

### 台湾電信総局、シンガポールテレコムが商用衛星打ち上げに合意

1997年の衛星打ち上げ、1998年の運用開始に向け総額2億ドル(約200億円)のプロジェクトが始動。

台湾電信総局(DGT)とシンガポールテレコムが、通信・放送衛星の打ち上げに関する覚書を締結した。衛星購入、打ち上げ、保険等の本プロジェクトに掛かる総費用は、2億ドル(約200億円)で、これは両者が折半で負担する。衛星は、1997年に打ち上げられ、1998年から放送、VSAT、電話、データ伝送サービスに利用される予定。

Business Times(9.7)、The China Post(9.8)等

#### COMMENT

DGTが、衛星打ち上げでシンガポールテレコムをパートナーに選んだ背景には、次のような事情がある。国際電気通信連合(ITU)は、無線通信規則で、新たに衛星通信網を設定する国の主管庁に対し、使用する周波数帯及び静止衛星を打ち上げる場合には、その軌道位置について、ITUを通じ全世界の主管庁に公表し、混信、妨害等の問題の未然防止を義務付けている。しかし、台湾は、2つの中国問題から、ITUに加盟しておらず、この規定が、事実上、自力での衛星打ち上げのネックになっていた。今回の提携により台湾は、この作業をシンガポールに委ねることが可能になる。一方、シンガポールテレコムにしてみても、今後も需要増が見込まれるアジア・太平洋地域の通信網を安価に増強できる点でメリットがあり、両者の利害が一致する。本来、この覚書は、昨年10月に締結される予定であったが、中国の影響により延期されたと言われている。シンガポールテレコムは、本年4月に中国郵電部傘下の企業などと合併会社を設立し、中国で爆発的な成長が続いているページングサービスの全国網を構築することで合意しているが、中国とのこの商談への悪影響を恐れたシンガポールテレコムがその時期の覚書締結に二の足を踏んだことは想像に難くない。李登輝総統の訪米以来、冷え込んでいる台中関係を考慮すると、今回の発表も中国郵電部にとっては、面白い話ではないだろう。外国企業との積極的な提携により通信インフラの整備を急ピッチで進めている中国の現状はあるものの、シンガポールテレコムへの対応が注目される。(渡邊一昭)



KDD RESEARCH



# ASIA

## 韓国

### 韓国移動通信への周波数追加割当を巡る論争

情報通信部に対する韓国移動通信のセルラー電話サービスの周波数追加割当申請に対し、来年4月からサービス開始予定の新世紀移動通信が激しく抗議。

情報通信部(MIC)が、韓国移動通信(KMT)からの周波数追加割当申請に関し、来年4月からサービス開始予定の新世紀移動通信から出された抗議に頭を痛めている。KMTは、セルラー電話サービスの需要増から、現在割り当てられている周波数では、容量不足であり、新規加入の受け付けを中止せざるを得ない状況が発生する可能性があること、来年1月から提供開始予定のCDMA方式によるデジタルセルラーサービスへの移行を円滑に行うこと等を理由に今回の申請を行ったものである。これに対し、新世紀移動通信が、KMT1社への過度な周波数の割当は、有限な資源である周波数は公共の財産であるという理念に反するとして、裁判も辞さないとの立場をとっている。

The Korea Economic Weekly(8.7)

#### COMMENT

MICを悩ませているもう一つの理由として、新世紀移動通信への出資者であるエアタッチ、SBC、GTEなど米国企業の影がある。韓国では、第二セルラー事業者選定の際、参入希望者に対し、国の電気通信研究機関の研究開発費に対する寄付を条件とし、寄付金額を提示させた。新世紀移動通信は800億ウォン(約100億円)を寄付することで、第二セルラー事業者として選定されたが、出資者である米国企業は、この寄付を米国で行われている周波数の入札に該当するものと誤解しているようである。サービス開始を来年4月に控えている現時点で、米国企業は、ライバル事業者であるKMTに有利な取り計らいが行われることに神経質になっており、MICは最悪のシナリオとしてこの問題が韓米政府レベルの経済問題に発展しないかと危惧している。事実、エアタッチの関係者は、「周波数の割当が新世紀移動通信の利益に反する場合には、米国政府の仲裁を求める」とコメントしている。韓国では、規制緩和の一環として、移動通信サービスへの3分の1以下の外資を認めた訳であるが、MICにしてみれば、今回の件は、予期せぬ落とし穴ということであろうか。MICは、2社の話し合いによる解決を希望しており、現時点では、明確な判断を示しておらず、今後の成り行きが注目される。

(渡邊一昭)



# 中国

## 郵電部、1995年上半期の業績

郵電部電気通信業務の95年上半期の売上は、前年同期比48%増の342億元(4,080億円)に。電話の新規加入も761万件に。

郵電部は、95年上半期(1月~6月)の業績について次のとおり発表した。

電気通信業務の売上は、前年同期比48%増の342億元。

国内、国際を合わせたトラフィックは、前年同期比の45.2%増。

新規電話加入者(セルラー電話を含む)は、全国合計で761万件に達した。

(参考)内訳 都市部固定電話 502 万件  
農村部固定電話 165 万件  
セルラー電話 93.6 万件

電話回線の実質普及率については、北京、広州、杭州、海口、福州、廈門、深圳、珠海、汕頭の9都市では30%に達した(全国平均では、3.76%)。この他20%を超過した都市が全国で17都市ある。

電話の新規加入者数の上位3省は、広東省、江蘇省、山東省の順。

市内交換網の容量を本年上半期に748万加入分増設し、全体では5,625万加入分となった。

なお、郵電部では、本年の最終目標を電話の新規加入については、1,200万加入、市内交換網の容量については、1,400万加入分の増設としている。

KDD北京事務所(8.1) China Daily(7.18) 等

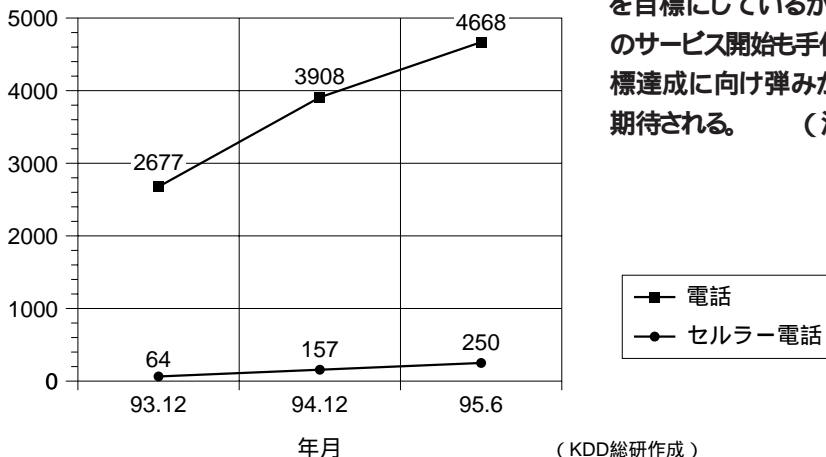
### COMMENT

郵電部の上半期の業績は、経済の高成長が続く中国の好調さを示す結果になっている。とりわけ、電話の新規加入の8割は、住宅用となっており、好景気に支えられ通信需要が商用のみならず個人にも順調に拡大している様子が窺える。郵電部は、上期の好調な業績結果から、本年の目標値を達成できるものと自信を深めている。中国では、第9次五ヵ年計画

が完了する2000年までに電話回線の実質普及率を8%とすることを目標にしているが、聯合通信のサービス開始も手伝い、この目標達成に向け弾みがつくものと期待される。(渡邊一昭)

電話・セルラー電話加入者の推移

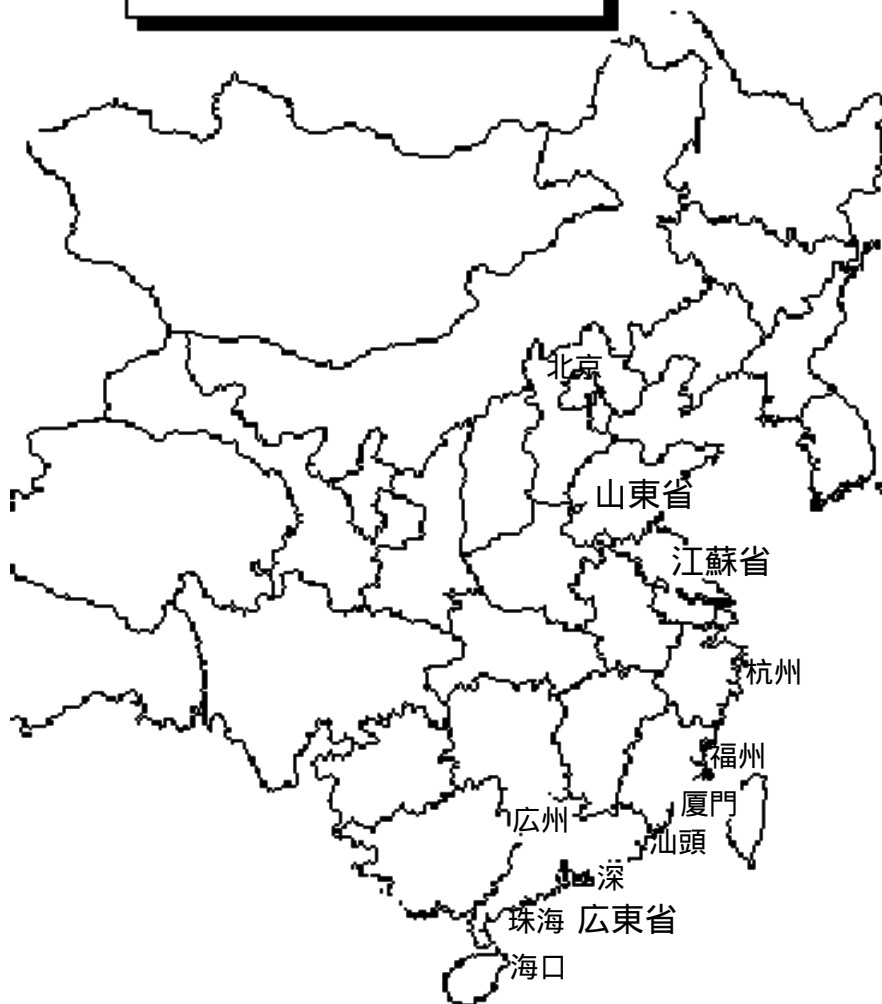
(単位:万件)





# ASIA

電話普及率が30%に達した都市と  
新規加入者数の上位3省



## 香港

### PCS免許落札者、決定延期へ

8月末の免許落札者決定予定が、中国政府による承認問題で延期に。最終決定までには、なお紆余曲折か。

OFTA(香港電訊管理局)が本年8月末に予定していたPCS免許落札者の決定が遅れている。中国政府は予てより、OFTAによる新たな免許の付与に関し、その有効期限が香港の中国返還後に及ぶものについては、中国政府の承認が必要と主張しており、本件についても、これが該当するとしているためである。本件は、今後、JLG(中英合同連絡委員会: Joint Liaison Group)<sup>注1)</sup>で協議される見込み。

KDD香港(7.31/9.6) South China Morning Post(9.5)

(注1)  
1990年に中国全国人民代表大会議で採択された「中華人民共和國香港特別行政區基本法」(以下「香港基本法」)により、1997年7月1日の香港の中国返還後も50年間は、現在の経済・社会システムの維持は保証されているが、返還をより円滑なものとするため、JLGを設置し、様々な問題を協議している。



COMMENT

本年7月1日からサービスを開始した香港域内新規事業者への免許付与にあたり、中国政府が承認問題に初めて言及した際には、香港政庁は香港基本法を盾に「何故、中国政府の承認が必要なのか」と反論していたが、最終的には折れることとなり、中国政府が免許条件、免許取得予定者に関する詳細情報を求め、承認にまでに1年4ヶ月もかかる結果となった。先の香港立法評議会選挙で中国政府の意に反し、民主化・人権擁護を掲げる民主派が勝利したことから、再び中英関係が緊張化する兆しが見られることも今回の問題解決に影響を与えることになる。なお、PCS免許入札と並行して進められているCAS(Cordless Access Services)免許入札についても、落札者の中国政府による承認問題が併せて審議されることになるものと思われる。  
(渡邊 一昭)

## マレーシア

### 移動体電話サービスに対する政府方針

■ 過当競争や二重投資を危惧し、新たな事業免許を発行しない旨を発表。

エネルギー郵電省の副大臣は今後、移動体電話サービスに関して新たに免許を発行しないと発表した。現在、同事業免許は7事業者(8サービス)に対して付与されており(下表参照)、政府としては過当競争の回避とインフラ共同利用の促進を意図している。

KDDクアラルンプール事務所(8.16)、Telenews Asia(8.24)

表 マレーシアの移動体通信事業者

事業者名	主要出資者	取得免許		
		アナログ セルラーサービス	デジタル セルラーサービス	PCN サービス
Telekom Malaysia Berhad	政府			
セルコム (Cellular Communications Network Sdn Bhd)	TRI			
ピナリアン (Binariang Sdn Bhd)	Ananda Krishnan US Wes(米20%)			
モビコム (Mobikom Sdn Bhd)	Telekom Malaysia(30%) Supra Holdings(10%)			
Mutiara Telecommunications Sdn Bhd	Berjava Group			
MRCB Telecommunications Sdn Bhd	MRCB			
サブラ・デジタル (Supra Digital Sdn Bhd)	Supra Holdings			

(KDD総研作成)



KDD RESEARCH



# ASIA

## COMMENT

規制当局としては電気通信市場に新たな秩序をもたらすべく、需給調整政策をとる模様である。これまでも、政府関係者により追加免許を交付しない旨の発言があったが、今回はそれを確定させるものである。昨年のPCNサービスへの3社参入に見られるように、通信自由化と各企業の事業多角化によって、大手企業グループが相次いで移動体通信事業へ進出している。  
(加藤 潤一)

## ビナリアン、GSMサービス開始

■ 西海岸4都市で導入。新規キャリアのビナリアンがよいよ始動。

ビナリアン<sup>(注2)</sup>は本年8月中旬、クアラルンプールを含む西海岸4都市でGSMサービス(サービス名「Maxis Mobile」)を開始した。既に7月から試験運用を始めており、8月末までの申込者に対し、利用3カ月後に500リンギ(約2万円)の払い戻しを行なうキャンペーンを展開中である。これまでの総事業費は3億リンギ(約120億円)に及ぶ。

ビナリアンは本年末までに3~3.5万加入の獲得を目指しており、さらに第二フェーズとして、3億リンギの追加投資を行ない、1997年8月までにマレーシア全土でのサービス提供を計画している。なお、GSMサービスの提供はビナリアンの手掛ける最初の通信事業となる。

Asia Wall Street Journal/KDDクアラルンプール事務所(8.16)

## COMMENT

ビナリアンは新規通信キャリアとして最初のサービスを開始した。セルコムに続き、マレーシアでGSMを導入した事業者はこれで2社となった。なお、ASEAN各国におけるセルラー電話サービスに関して、アナログからデジタルへの移行が現在の傾向である。特にローミングの特性を生かしGSMサービスの導入が進んでいる(表参照)。(加藤 潤一)

表 ASEAN諸国におけるGSMサービス

国名	提供事業者名	導入時期	加入者*(95年6月)
シンガポール	シンガポール・テレコム	1994年3月	83,100
マレーシア	セルコム	1995年6月	
	ビナリアン	1995年8月	
タイ	AIS	1994年9月	26,000
フィリピン	グローブ・テレコム	1994年9月	13,295
	イスラコム	1994年12月	10,000
インドネシア	テレコムセル	1994年6月**	4,500
	サテリンド	1994年11月	30,000
	テレコミンド	1996年中	

\* 推計値 \*\*パイロット・プロジェクトの開始時期

(KDD総研作成)

(注2) ビナリアン(Binariang Sdh Bhd)はセルラー通信、国内通信、国際通信、衛星通信の各種免許を既に取得し、各サービスの準備を進めている。昨年10月、USウェストが20%の資本参加した。



# シンガポール

## インターネット接続サービスの新規免許、落札者決定

現地資本によるコンソーシアムが落札し、結果的に外資が排除されることに、3事業者による競争体制に突入。

TAS(シンガポール通信庁)は9月5日、インターネット接続サービスの新規免許の入札結果を発表、サイバーウェイ<sup>(注3)</sup>がこれを落札した。TASは本年5月末、インターネット接続サービスの免許を新たに1社交付する旨を発表、6グループが応札を行っていた。

サイバーウェイは免許料として落札価格である45万シンガポールドル(以下Sドル/約2,835万円)の頭金と、毎年ごとの支払いを課される<sup>(注4)</sup>。

なお、落札者には免許の取得後12カ月以内にサービスを開始する義務が課されており、サイバーウェイは1996年秋までにサービスを開始する予定である。

KDDシンガポール事務所/Asia Wall Street Journal(9.6)

### COMMENT

新規のインターネット接続サービス免許は最高の応札価格をつけたAT&T連合や、ドイツテレコムとNTT-Iを中心としたT-Netが目撃されていた。しかし、応札価格、提供サービスの内容・技術力などを勘案した結果として、有力な現地資本で構成されたサイバーウェイが落札し、外資が排除されることとなった。サイバーウェイは応札6グループの中で応札価格が最も低かったもの、他の5グループが申込に際し5時間~1週間かかるのに対して、サイバーウェイがいわゆるオンライン・サインアップにより10分以内とするなど、独自性が評価されたようである。

また、シンガポール・テレコムのSingNet、パシフィック・インターネット<sup>(注5)</sup>に続く、サイバーウェイの参入決定で、シンガポールにおける一般向けインターネット接続サービスは3事業者による競争体制となる。

(加藤 潤一)

(注3)

サイバーウェイ(Cyberway Pte Ltd)はSPH Multimedia Pte Ltd(独占的な新聞発行会社のシンガポール・プレス・ホールディングス傘下)とST Telecommunications Pte Ltd(有力な政府系企業のシンガポール・テクノロジー・グループ傘下)の折半出資による合弁会社である。

(注4)

毎年の支払い額は、年間売上の1%である。ただし、1万Sドルが最低支払い額となる。

(注5)

TASが研究機関向けのTechNetを商用化する方針に合わせ、政府系企業のセンパワン(造船、エンジニアリングなど)を中心としたパシフィック・インターネットが本年6月にTechNetを買収した。TASは同社に対し、同じ9月5日にインターネット接続サービス免許を交付している。

# インドネシア

## ナイネックスと三井物産、テレコインドと提携

3社を中心に合弁会社エクセルコムを設立。GSM網構築とサービス提供、および光ファイバによる基幹伝送路の構築を計画。

ナイネックスと三井物産は本年8月、テレコインド<sup>(注6)</sup>と提携することで合意した。両社はテレコインドなどと、合弁会社エクセルコム(PT Excelcom Pratama)を設立する。関係者によると、資本金2.6億ドル(約260億円)で、ナイネックス23.1%、三井物産4.2%、現地資本10%、残りをテレコインドが出資する。

(注6)

テレコインド(PT Telekomindo Primabhakti)は現在、テレコムとの収益分割方式により、AMPS方式のセルラー電話サービスを提供している。同社にはラジャワリ・グループ(華人実業家ピータ・ソング氏を中核に設立された総合企業)が54%出資しているほか、テレコム(10%)とその関連の年金基金(20%)、軍系列の財団(10%)などが資本参加している。



# OCEANIA

エクセルコムは総事業費は10億ドル(約1,000億円)を投じ、GSM網の構築と同サービスの提供、および光ファイバによる基幹伝送路の構築を計画している。GSMサービスに関しては、1996年央にジャワ島周辺でサービス開始、1998年までに全国展開を予定している。  
KDDジャカルタ事務所(8.14) Financial Times(8.25)他

## COMMENT

外国キャリアの出資を模索していると伝えられていたテレコムド(ラジャワリ・グループ)は、200万回線敷設計画でコンソーシアムを組んだUSウェストではなく、ナインックスと提携することとなった。なお、テレコムドとナインックスは当初、コンソーシアムを組んで200万回線敷設計画に応札、事前資格審査(prequalification)を通過したと伝えられたが、その後、テレコムドが新たにUSウェストと組み、西部ジャワ区域を受注したため、その提携先が何かと取り沙汰されていた。

また、テレコムドは本年5月にインドネシア観光郵電省から3社目のGSMサービスの基本認可を付与されていたが、エクセルコム設立により、今後、同サービス免許がエクセルコムに継承されると考えられる。関係者によると、エクセルコムは将来的に認可取得が可能であれば、光ファイバによる基幹伝送路を利用した長距離通信サービスの提供も視野に入れ、新規キャリアのテレコムド、さらにエクステレコム今後の事業展開が注目される。  
(加藤 潤一)

## オーストラリア

### 1997年以降の通信政策改革案を発表

固定/移動体通信サービスの複占/寡占体制の終焉、新規参入の外資規制撤廃など、競争的で公正な市場形成を志向。新組織設立で反競争行為の監視機能を強化。

リー通信大臣は8月1日に、"New Era In Telecommunications"と題する、1997年7月以降の電気通信市場に関する政策の改革案を発表した。これはリー通信大臣の諮問機関である通信諮問委員会(Telecommunications Advisory Panel : TAP)の答申などを踏まえ、連邦政府が約1年間にわたり検討してきたものであり、閣議の了承を経て発表された。

改革案は現行の競争制限的な規制を排除する一方で、公正な競争を確保するための基本的な枠組みを示している。さらに、最終的に電気通信分野に対する特定の規制を、一般的な法体系の下での規制に移行させるものとなっている。改革案における主要な点は以下の通り。

#### 事業者の区分

固定電話および移動体電話サービスの事業者の区分を撤廃し<sup>注7)</sup>、通信市場は設備ベースの「キャリア(carrier)」と再販ベースの「サービス・プロバイダ(service provider)」の2つによって構成される。キャリアは個別免許を有し、サービス・プロバイ

(注7)

オーストラリアの電気通信市場においては、1997年6月末まで、設備ベースキャリアとして、固定通信サービスがテルストラ、オプタスの2社の複占(DUOPOLY)、移動体通信サービスがテルストラ、オプタス、ヴォダホンの3社による寡占体制をとっている。



KDD RESEARCH



ダにはクラス免許制度<sup>(注8)</sup>が継続して適用される。さらに、交付される免許の数に関する制限等の需給調整を行わない。

#### オープンアクセス

キャリアは公衆サービスを提供する設備へのアクセスをコントロールし、加入者管理システムを含む相互接続を他のキャリアやサービス、プロバイダに保証する。

#### 外資規制

新規のキャリアおよびサービス・プロバイダに対する外資規制に関しては、外資に関する一般法を適用するに留め、外資100%の参入も可能としている。

#### プライスカップ

テルストラに対し電話サービスのプライスカップ規制が継続して適用される。但し、1996年～1998年はテルストラの電話料金全体にかかるプライスカップを「CP(消費者物価指数)7.5% (現在は5%)にする。また、度数制市内通話と公衆電話の料金は変更しない。

#### 組織改革

反競争行為の監視強化のため、新たにACCC(Australia Competitions and Consumer Commission)を設立し、現在の規制機関オーステルにおける競争に関する規制機能を移管する。オーステルはその他の技術的問題、利用者問題、免許交付の業務を継続し、さらに、SMA<sup>(注9)</sup>を吸収合併するため、無線通信に関する業務も担当する。

なお、リー通信大臣は本年末にも、改革案を反映させた法案を連邦議会に提出する意向である。

(参考として、改革案で発表された全99項目の中で、主要な項目を挙げる)

#### 産業構造

固定電話および移動体電話サービスの事業区分を撤廃する。

市場はキャリアとサービス・プロバイダ(以下SP)の2つから構成される。

キャリアは個別の免許を有し、SPはクラス免許制度の下で規制される。

1997年7月1日以降に交付される免許に関して数の制限はない。

参入を規制する財政上および技術上の基準は設けない。

キャリアとSPは、接続に関し技術的に完全でなかったり、財政的な裏付けがないと判断すれば、そのキャリアやSPとの相互接続を拒否できる。その際、オーステルは、交渉のプロセスがうまく機能しなければ、仲裁的役割と指導的権限を持つ。

#### 競争政策

キャリアとサービス・プロバイダは"Trade Practics Act1974"の第四部の規定に従う。

1997年以降の規定により、通信の特別法を、最大限実行可能な程度に"Trade Practics Act1974"で具体化された概念と一致させ、円滑に一般の競争法への移行を図る。

キャリアは他のキャリアのネットワークと相互接続をしなくてはならず、同時に他のキャリアの請求管理などのネットワークにアクセスする権利を持つ。

キャリアは放送サービス、情報および双方向サービスを含む全てのSPとの相互接続をしなくてはならない。

(注8)

現在、免許の種類には、テルストラ、オプタス、ヴォダホンに対する個別免許と、サービス・プロバイダに対するクラス免許の2種類がある。

個別免許は規定されている条件の遵守を特定の事業者にのみ要求するものであり、申請手続きを行なうことで、はじめて付与される免許である。

一方、クラス免許(Service Providers Class Licence/International Service Providers Class Licence)は規定されている条件を遵守すれば、誰でも当該通信事業を営める免許であり、届け出のみで、サービスを提供できる。

(注9)

SMA(Spectrum Management Agency)は1992年無線通信法に基づき通信分野の法定機関として設立。電波管理を所管しており、無線周波数計画、電波免許の発行、干渉問題の処理などをその業務とする。





# OCEANIA

キャリアは(他のキャリアやSPとの間の)相互接続や提供を合理的根拠の下で拒否できる。  
キャリアとSPは直営の顧客端末設備(セット・トップ・ボックス等)を、他のキャリアやSPにアクセス可能なものとしなくてはならない(オープンアクセスを保证する)  
ペイTVサービスは1998年6月末までオープン・アクセスから免除される。  
ビデオ、オーディオ、双方向サービスへのアクセスをコントロールあるいは管理するための加入者管理システムを運用するキャリアやSPは公正価格で同システムへのアクセスを提供する。  
ACCCはキャリアに対して、以下に挙げる原則に反する行為を停止させる権限を持つ。実質的に市場支配力を有するキャリアはその市場もしくは関連市場で、競争を阻害し(またはその効果のある)目的をもった行為により、その支配力を利用してはならない

## 外資

既存のキャリアに関して、効果的な豪州人の支配および最大限の豪州人所有を必要とする。  
新規のキャリアやSPに関して、一般法(外国主体の取得および継承に関する法 Foreign Acquisitions and Takeover Act )などが適用される。

## 移動体とその他無線サービス

移動体・無線サービスの新しい周波数の割当はSMAの価格ベースに基づく割当のプロセスに従う。  
ACCCは競争政策を根拠に周波数割当に介入できる。周波数割当は1997年央までに行なわれる。  
移動体・無線サービスに使用される技術は、当該周波数の所有者がオーステル(SMAを吸収合併)産業界、政府と一致して決定する問題である。  
移動体通信サービスキャリアはキャリア間のローミングを促進する。  
グローバル衛星移動体通信サービスの提供者は豪州の規制の枠内にあり、キャリアとしての免許を持つ必要がある。

## 価格および利用者のアクセス

テルストラに対するプライスカップ規制、料金の届け出および認可手続きに関し継続する。  
リバランシングや非統一的料金設定など、キャリアが行なう料金およびその体系の変更はプライスカップの範囲内で、引き続き可能である。  
実際のテルストラに対するプライスカップはその時の市場支配力、市場の成長予測、公共政策の動向を考慮して決定される。  
新しいプライスカップ(\*)が1996年1月から1998年12月末まで適用される。オーステルは各種利用者への影響の検証などによって、監視機能を充実させる。

\*付記として、1996年～1998年はテルストラの電話料金全体にかかるプライスカップをCPI(消費者物価指数)7.5%(現在は5%)にするほか、度数制市内通話と公衆電話の料金を変更しないとしている。

オーステルはサービス品質に対する監視を継続する。

## ユニバーサルサービス

ファックスやデータサービスを含むよう基本サービスの定義の修正を考慮する。  
委託する基本サービスの計画、監視、提供に関して規定する。  
基本サービスの定義は4年毎に見直される。

## 機構の再編

競争政策に対する監督責任は1997年7月1日以降、オーステルからACCCに移管する。  
オーステルは1997年7月1日以降、SMAと統合する。







# MIDDLE EAST

## COMMENT

改革案は電気通信市場にさらなる競争を導入するべく、サービス・プロバイダ(再販事業者)に見られる民間企業の新規参入、オープンアクセスの原則、郊外・過疎地域の住民への基本サービス提供など、これまで表明してきた政府方針を十分に反映させたものとなった。特徴的な点として、テルストラ、オプタス、ヴォダホンの既存キャリアに対する外資上限の特例的な扱いが挙げられる。これは基幹産業で公共性の高い通信に対する外国資本の支配を防ぎ、同時に得られる利益を豪州に留めるといふ国益確保、さらに豪州の通信サービスおよび関連機器産業における国際競争力の維持・発展を目的としていると考えられる。

一方で、法律家からは、「キャリア」の定義の曖昧さなど、改革案の諸原則が法制化しにくい点、反競争的行為が認定しにくい点、強大なキャリアに有利になる危険性(イコールアクセスの定義の曖昧さなど)に批判が寄せられている。

また、産業界の反応は、全般的に概ね好評である。リー大臣は改革案の前提として、新しい機関のACCCが反競争的と判断しない限り、テルストラに対して価格設定に柔軟性を持たせる意向を表明している。これにより、テルストラは市内電話サービスについてオプタスと競争する地域に限定した料金設定が可能となるとしており、区域毎の需給関係を反映した多様な料金体系が実現されることとなる。今後、テルストラの料金戦略が、反競争的行為との関連で、どのように推移していくのかが注目される。

なお、現在のサービス・プロバイダにとっては、1997年以降、設備ベースのキャリアとして新規参入するか、現行のまま再販ベースでサービスを提供するかを選択の余地が与えられたこととなり、その動向は今後の豪州の通信市場を左右していくことから、注視すべき点と言えよう。

(加藤 潤一)

## ヨルダン

### 電気通信事業法改正案が下院通過

新たな電気通信規制機関の設置とTCC(ヨルダン電気通信公社)の民営化を柱とする電気通信事業法改正案が下院で可決。

本年8月20日、通信省に替わる規制機関の設置とTCCの民営化を盛り込んだ電気通信事業法の改正案が下院を通過した。本法案の成立には、なお上院の承認が必要であるが、本法案が成立すれば、TCCは来年1月1日までに政府が株式を100%所有する株式会社としてスタートする予定。また、新たな規制機関は、通信省の傘下で電気通信政策の策定、国際機関への対応等を担当することになる。

Reuter News Service( 8.21 ) Middle East Economic Digest( 9.1 )

## COMMENT

ヨルダンでは、1989年に最初のTCC民営化計画が持ち上がったものの、1993年に民営化を先送りすることが決定された。ヨルダンは、1991年の湾岸戦争の後遺症から未だ脱し切



KDD RESEARCH



# MIDDLE EAST

れておらず、対外累積債務は65億ドルに上り(93年末)現在、国際通貨基金(IMF)の指導により中期の経済改善計画の真只中にある。今回のTCCの民営化決定の背景も明らかではないが、ヨルダンでは、電力、航空等の国営企業についても、TCC同様の民営化が並行して進められており、株式放出により国家経済再生に弾みをつけるという意図があるのではないか。(渡邊一昭)

## イスラエル

### 国際電話サービスの競争導入に伴い通信省がBezeq優遇措置決定

通信省は、Bezeq(イスラエル電気通信公社)の負担軽減のため政府へのロイヤリティー引き下げを決定。事業者選定の入札が漸くスタートか。

イスラエル政府は、国際電話サービスの新規事業者を入札により2社選定するにあたり、Bezeqの総費用に占める政府への年間ロイヤリティー支払い額の割合を8%から5%に引き下げる決定を行った。通信省は、今回の措置及び競争事業者からサービス開始後、支払われるアクセスチャージ等からBezeqの増収額を1996年からの5年間で30億シェケル(約990億円)と試算し、競争導入後のBezeqの高収益性の確保、職員解雇防止が可能と説明している。

Reuter News Service(8.21)

#### COMMENT

イスラエルでは、1987年より国営企業の民営化プログラムがスタートしたが、野党、労働組合の反対にあってきた。Bezeqの民営化及び国際電話サービスの競争化に関して、1993年には、最終決定が延期され、昨年11月に決着した。事業者選定の入札は、当初本年5月に予定されていたが、結局実施されず仕舞いであった。この入札が実施されなかった理由は明らかではないが、これまでの経緯及び旧ソ連からの大量移民に伴う失業問題が深刻化している国内事情を勘案すると、競争導入に依然として反対する勢力との間で再び何らかの軋轢が発生したものと想像できる。他の角度から考えると、通信省が、今回の決定によるBezeqの増収見込みをアナウンスすることにより、競争が本格化するまでの一時的なものではあるがBezeqの株価安定といった効果も期待できるのかもしれない。事業者選定の入札の実施時期は未定であるが、いずれにせよ、イスラエルの国際電話サービスへの競争導入が一步前進した。(渡邊一昭)





# EUROPE

## 欧州全般

### FT・DT、アトラス修正内容を提出

トランスパックとDatex-Pをアトラスとは別組織として維持。欧州委員会は本年末にも審査結果を公表。

FT・DTは9月15日、欧州委員会に対してアトラスの事業内容に関する修正案を提出した。主な修正内容は以下の5点となっている。

アトラスとトランスパック(FT傘下のデータ通信事業者)のドイツ子会社Info AGの分離維持(Info AGはドイツにおけるDTの「競争事業者」として存続する。また、「アトラス」ブランドのデータ通信サービスは、トランスパックとDTが別個に販売する。)

競争事業者に対する公正なネットワーク開放

FT・DTは内部相互補助のない財務体系を確立・明示する

国際専用線の販売はFT・DTがそれぞれ行う

スプリントとの提携プロジェクト「フェニックス」の通知

また、欧州委員会がアトラス承認の条件としていた仏独両国における代替インフラ自由化の前倒しに関しては、両社とも積極的な支持を表明した。

欧州委員会は9月内にも審査に着手、2カ月以内に結果を通知する予定である。

Financial Times(9.16/17) KDDパリ事務所他

### COMMENT

フランスでは既に代替インフラが自由化されていることもあり、FTのボン新総裁が今年末にも認可取得と極めて楽観的な見通しを示した一方、ドイツでもコール首相がアトラス/フェニックスの全面的支持を表明した。ドイツ政府はDTの株式売却を1996年に控えており、アトラス承認の前提条件となる代替インフラの早期開放がマイナス要因となることを懸念、これまでは消極的な姿勢を見せてきた。現在審議中の新電気通信法には早期自由化が規定される方向にあること(本号別記事「移動体通信事業者による自営伝送路構築認可(ドイツ)」参照)を勘案すると、積極的な自由化支持への転換は、民間企業として国際競争環境に曝されるDTの将来像を描いたうえで、長期的な利益を追及したものといえよう。いずれにしろ、11月25日からブリュッセルで開催される欧州電気通信閣僚理事会において、ドイツが発表する代替インフラ自由化に関するスケジュールがアトラス承認に向けての重要な鍵になる。なお、フェニックスに関しては、欧州委員会の認可とともにFCCの認可が必要となる。

(青沼 真美)



KDD RESEARCH



# EUROPE

## 英国

### One 2 One、平日夜間の市内通話を有料化

回線輻輳の解消と収入の増加を狙う。既存加入者には現行料金を引き続き適用。

英国でPCN(DCS-1800)を提供しているマーキュリーOne 2 One(現在の加入者は約30万、市場シェア約7%)は、全面的な料金改定を行い、9月18日以降は新タリフGold、Silver、Bronzeの3種類を適用することを発表した。現在、加入者の大部分を占めるPersonalCallの利用者は、オフピーク(平日夜間・休日)の市内通話が無料となっているが、新規加入者は週末のみ無料とする。ただし、既に加入しているユーザについては旧タリフでの提供を継続する。

マーキュリーOne 2 Oneは、新タリフも他社と比較して最も安いものであると強調している。同社は今後もサービスエリアを拡張し、97~98年には人口カバー率90%の達成とともに、単年度黒字を目指す。

Financial Times(9.6)他

#### COMMENT

大胆な料金設定で差別化を図ってきたマーキュリーOne 2 Oneであるが、無料時間帯に通話が殺到し回線の輻輳が発生、ユーザからクレームが相次いでいた。今回の料金改定は、輻輳の解消とともに、より収入に直結するビジネス顧客へのシフトを狙ったものと考えられる<sup>(注1)</sup>。しかし、他の移動体通信事業者3社(セルネット、ヴォダホン、ハチソン)と比較してサービスエリアの狭いマーキュリーOne 2 Oneは、最大のセールスポイントを失ったことになり、(細谷 毅)

(注1) 予め登録した場所での通話が割引となるインサイド・オプション(新タリフでは"Gold"加入者に適用)を導入した他、欧州内DCS-1800事業者とのローミングを96年より開始予定。なお、現在英国以外の欧州諸国でDCS-1800を商用ベースで提供しているのはドイツのE-Plusのみで、フランスのブイグテレコムとスイスPTTが提供を準備中である。

### オフテル、広帯域ネットワークについての諮問文書を発表

将来の議論の出発点として問題提起を狙う。早期に規制環境を整備する必要性を主張。

オフテルは、"Beyond the Telephone, the Television and the PC"と題する諮問文書を発表した。この文書では、来たるべき情報革命の時代において、中心的役割を果たすのは電気通信システムであり、そこでは動画像のような大量の情報を交換できるシステムが必要であるとして、BSM(Broadband Switched Mass-market)を中心に分析を行っている。オフテルはまた、将来のBSMの発達を促進するため、早期に規制の枠組みを示すことの重要性を主張している。

この諮問文書は問題提起と議論を喚起することを目的としているため、オフテルの最終的な方針を述べているものではなく、暫定的な提案をするに留まっている。その中でオフテルは、BSMのマーケットセグメントを、コンテンツの制作、サービスの供給、配信のためのネットワーク、顧客用設備の4つに分類している。また、支配的なネットワークの所有者だけがサービスプロバイダに対するオープンアクセスを義務づけられるようにすることを提案している。



KDD RESEARCH



諮問文書は広範な問題を扱っており、オフテルも自らの業務範囲を越えていることを認めている一方で、放送と通信の分類が将来役に立たなくなることを予想、新たな規制の方法を確立する必要を訴えている。

KDD UK( 8.8 )他

### COMMENT

本諮問文書は英国における所謂「マルチメディア」に関する規制環境についての出発点となるものである。オフテル自身もまだ議論が未成熟であることを認めつつも、過去の電気通信規制を仕切ってきた自負を垣間見せており、積極的なイニシアチブを取ろうとする意欲が窺える。

なお、通信と放送の境界の問題については、8月に発表された労働党の通信政策「Communicating Britain's Future」の中でも見直しが提唱されている。そこでは、現在民間放送を規制しているITC(Independent Television Commission)とオフテルによる二本建ての規制をやめ、統合された規制機関Ofcom(仮称)を設立する必要性を主張している。

(細谷 毅)

## ドイツ

### AT&T / ユニソース、CNIとの提携に合意

提携に関するLIを締結直後にRWEがCNIから脱退。

AT&T、ユニソース、CNI(Communications Network International)およびその出資企業<sup>注2</sup>は、提携に関するLI(Letter of Intent)を締結した。しかしその直後に、出資企業の一つであるRWEがCNIからの脱退を発表した。RWEは、所有するCNI株式を売却する見込みだが、新しい持株比率については未定。なお、AT&T / ユニソースとCNIと具体的な提携の方法は今後の交渉で決定されことになっており、一つの可能性として、ユニワールドとCNIの株式交換が示されている。

一方のRWEは、98年以降の(電話サービスを含めた)フルメニューの通信免許獲得を目指す。RWEはまた、海外パートナーとの提携を引き続き検討しており、AT&Tも選択肢の一つとして残っていると述べている。

ワシントン事務所( 8.29 )、Financial Times( 8.29 )他

### COMMENT

欧州最大のドイツ市場にどのようにAT&T / ユニソースが参入するのかが非常に注目されており、RWEとの提携がかねてから噂されていた。しかし同時に、マンネスマンが50%を出資しており、主導権を握れないことを不満としてRWEがCNIから脱退することも予想されていた。CNIは、LI締結を発表した際には、出資する3企業が全て署名したことを強調し、RWEの脱退を打ち消していたものの、わずか数日後にはそれが現実のものとなってしまった。なおマンネスマンは、RWEの離脱はCNIに何の影響も与えない、としている。

独自路線を選択したRWEは、今後の事業計画を新たに発表する見込みである。同社の最大の特長は、4,000km以上の光ファイバー網(ドイツテレコムに次ぐ規模)を保有していることである。また本年2月には、6つの地方電力事業者とのネットワークの相互接続を発表し

(注2)

マンネスマンが50%、ドイツ銀行と電力会社RWEが25%ずつ出資して93年11月に設立していた。

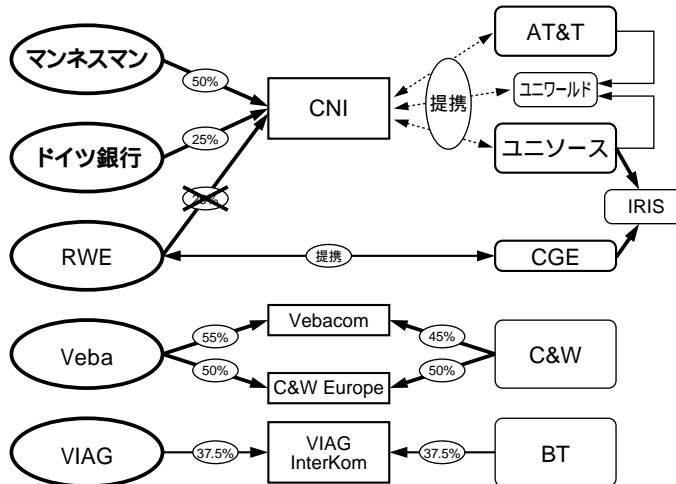


KDD RESEARCH



# EUROPE

ドイツの第二通信事業者を目指した出資・提携関係



ておりこれが新計画の中心の一つとなると予想される。実際にAT&Tをパートナーとする可能性があるかどうかも含め、どのような方向性を打ち出すのか注目される。(細谷 毅)

(KDD総研作成)

## ドイツテレコムの新電話料金

96年1月から市内料金の引き上げと長距離通話の値下げを実施。ビジネス顧客優遇を鮮明に打ち出し、利用者からの反発も。

ドイツテレコム(DT)は、96年1月1日からの料金改定案を発表した。新料金は下表の通りで、市内・近距離通話が値上げ、長距離通話が値下げとなり、課金単位、時間帯、距離区分も変更される。回線基本料金は24.6マルクで従来通りだが、2回線目以降を10.6マルクとする複数回線割引は廃止される(1マルク=¥72)

新料金(96.1.1~): 0.12マルクでの通話秒数

	(1) 午前		(2) 午後		(3) 朝夕・休日		(4) 夜間		(5) 深夜	
市内	90	+109%	90	+109%	150	+150%	240	+57%	240	+57%
~50km	26	+20%	30	+4%	45	+39%	60	+4%	120	-48%
50~200km	12	-9%	13.5	-19%	21.5	+2%	30	-27%	120	-82%
200km~	11.5	-5%	12.5	-12%	20	+10%	25	-12%	120	-82%

(1) 午前: 平日9:00~12:00 (2) 午後: 平日12:00~18:00  
 (3) 朝夕・休日: 平日5:00~9:00および18:00~21:00、土・日・休日5:00~21:00  
 (4) 夜間: 21:00~2:00 (5) 深夜: 2:00~5:00  
 (右列は現行料金との比較: 課金単位が異なるため、平均値で計算。また、(3)は(B)と比較している)

現行料金: 0.23マルクでの通話秒数

	(A) 昼間	(B) 夜間・休日
市内	360	720
~50km	60	120
50km~	21	42

(A) 昼間: 平日8:00~18:00  
 (B) 夜間・休日: 平日18:00~8:00、土・日・祝日



KDD RESEARCH



新料金導入と同時に電話料金に付加価値税が課されるようになるが、DTの新料金は付加価値税を含んでいる。ビジネス顧客は付加価値税の還付を受けられるため、その分の値下げを受けたのと同様となる。

DTでは料金改定による減収を、96年度は43億マルク(約3,100億円)と見込んでいる(このうち30億マルクはビジネス顧客への付加価値税還付分)

なお、96年7月からは50km以上の通話と国際通話について更に約5%の値下げを予定している<sup>(注3)</sup>。

KDDドイツ 8.29 他

### COMMENT

今回の料金改定は、市内と長距離のリバランシングを行いコストベースに近い料金体系を確立する一方で、ビジネス顧客を優遇し来たるべき第二事業者との競合に備えることを狙いとしており、内容は94年6月に発表されたものとほぼ同様となっている。独占状態となっている市内料金の値上げは特に強い非難を浴びており、消費者団体のみならず、オンラインサービスのユーザも情報ハイウェイの発展を阻害するものであるとしてこれを批判している。

DTは、今回の料金改定案発表直前にも、公衆電話からの通話料の値上げを9月から実施することを発表した後、強い反発を受けてこれを撤回した経緯があった。今回の料金改定について、DTはノンフレットの送付など大規模なキャンペーンを行い、消費者に理解を求める計画である。

(細谷 毅)

(注3)

北米、スカンジナビア諸国宛て通話については既に95年8月1日にそれぞれ約27%、12%の値下げを行っている。

## 移動体通信事業者による自営伝送路構築認可

■ 本年7月の決定を覆すもの。アトラス・フェニックス承認に向けて一歩前進。

政府郵便電気通信諮問委員会は、ベーチ郵電大臣から提案された移動体通信事業者(DeTeMobile、マンネスマン Mobilfunk、E-Plusの3社)による自営伝送路構築の承認を、ほぼ満場一致(32人の委員のうち、反対者1名のみ)で採択した<sup>(注4)</sup>。

Financial Times(9.19)他

### COMMENT

今回の決定は、自営伝送路構築を認めないとした7月の決定を覆したことになる。これは、現在欧州委員会<sup>(注5)</sup>およびFCCによる審査が行われているDTとFT・スプリントの提携(アトラス・フェニックス)承認に向け開放政策を進めようとする政府の強い意志が反映されたものと考えられる。コール首相も、アトラス・フェニックスを政府として全面的にバックアップすることを述べている。

本承認の実施の時期については不明であるが、欧州委員会において採択された96年初からの自由化指令案を考慮して、本年中(あるいは96年初)になると考えられる。なお、代替インフラ全般の開放については、現在内閣により審議が行われている新電気通信法案に盛り込む意向がベーチ大臣より表明されている。法案は96年6月の成立を目指しており、スケジュール通り成立した場合には96年10月からの代替インフラ開放となる見込みである。

(細谷 毅)

(注4)

郵電大臣は、諮問委員会の議決を条件に、電気通信市場の開放に関する法規命令を公布することができる(郵便・電気通信事業監理法第13条および電気通信設備法第2条)なお、郵電大臣と諮問委員会の決定が異なる場合、政府が決裁を行う(郵便・電気通信事業監理法第14条)。

(注5)

9月15日には、見直しを行った事業計画が欧州委員会に提出されている(本号別記事「FT・DT、アトラス修正内容を提出(欧州全般)」参照)。



# EUROPE

## フランス

### FTとリヨネーズ、CATV網使用料に関する契約を変更

リヨネーズにとっては実質的な負担減に。デジタル放送時代の到来を目前に控え、両社はマルチメディア分野で関係強化、CATV～情報ハイウェイ振興の一端に？

FTとCATV事業者リヨネーズコミュニケーション(以下リヨネーズ)は、CATVネットワーク使用料に関する契約を変更、本年末までに新契約を締結する。これは、リヨネーズが運営するParis TV Cableのネットワーク使用料に関するもので、従来の料金体系(注6)を全面的に変更、新契約では、リヨネーズは、接続可能なプラグ数と伝送容量に応じた金額にリヨネーズの総売上げの一定割合(%)を併せた金額をFTに支払うことになる。

新契約は協定締結後即時発効し、1998年12月31日まで有効となる。KDDパリ事務所他

#### COMMENT

今回の契約更改の背景として、地上波ペイTV「カナルプリュス」がこの11月にデジタル放送開始を控えている現状を指摘できる。CATV事業者にとってのカナルプリュスは、「目の上の瘤」以外の何物でもない。というのも、CATVが立ち上がる間隙をぬってカナルプリュスが1990年にサービスを開始、潜在的なCATV加入者を囲い込んだ経緯があり、CATV事業者としてはデジタル放送でも同じ轍を踏むことは何としても避けたいところである。フランス最大のCATV事業者リヨネーズと第3の事業者FTが設立したCATV用ペイ・パー・ビューチャンネル「Multicable」も将来的にはデジタル放送の開始を予定しており、両社はカナルプリュスを意識する一方で、デジタル技術導入がもたらす実質的な回線料・加入料の値下げによってCATV加入者の伸張、延いてはCATV業界全体の振興を図っているといえよう。

なお、1995年4月末現在、FT系CATVの加入者総数は289,784、リヨネーズは368,061、カナルプリュスは約370万となっている。(青沼 真美)

## スペイン

### テレフォニカ、CATVサービス開始

カナルプリュスと提携、CATV法制定の空白期間を利用して一足先にサービス開始。テレフォニカのCATV会社設立にあたって問題はない、とした政府には非難轟々。

テレフォニカは、地上波のペイテレビ局「カナルプリュスエスパーニャ」(注7)との提携を7月26日に発表した。両社は合併会社Cablevisionを設立、9月からマドリッド及びバルセロナを皮切りにCATVの試行放送を開始する。Cablevisionの出資比率はテレフォニカが51%、カナルプリュスが30%であり、残りの部分については他企業の出資を呼びかけている。

KDDマドリッド事務所、Agence France Press(8.8)他

(注6) フランスのCATVネットワークには、全国レベルのケーブル敷設計画「プランカーブル」のもとでFTが構築したネットワークと、それ以外の事業者が独自に構築したネットワークがある。各事業者がプランカーブルのネットワークを利用する場合には、加入者数とチャンネル数に応じた一律の料金をFTに支払っており、加入者/チャンネル数の増加と正比例的に支払分が増えている。

(注7) フランスのペイテレビ局カナルプリュスのスペイン子会社で、加入契約者は100万を超えている。



KDD RESEARCH

COMMENT

スペインにおけるCATV法制定の動きは1990年に遡る。審議開始後、短期間に法律が成立すると見込んでいた関連企業は各地でパイロット計画を発表、潜在市場性を見込んだUSウェストやタイムワナーなど米国企業の参入も相次いだ<sup>(注8)</sup>。しかしながら、規制環境の確立を待って本格提供を開始する準備を整えていた関連企業の予想に反して、CATV法案<sup>(注9)</sup>は現在に至るも成立しておらず、96年3月の総選挙後まで審議再開の目処は立っていない。従って、テレフォニカにとってCATV事業の開始は、既に保有している加入者線アクセスという既得権および法の空白期間を有効活用したものである。CATV網など代替インフラ経由での通信サービス提供解禁を目前に控えたテレフォニカにとって、今秋からのCATV事業参画は時宜に適った当然の選択といえよう。また、テレフォニカは本年6月、全国規模でのCATVパイロット計画<sup>(注10)</sup>を発表しているが、今回のカナルプラスとの提携はその一環と位置づけられ、結果的に主要CATV事業者テレフォニカの誕生を強化するものとなっている。これに対して民間放送局アンテナ3は、Cablevisionは既得権の乱用である、と本提携を非難しているほか、野党も実質的なテレフォニカの独占を招くとして政府に異議申し立てを行う方向にある。政府としては、テレフォニカ持ち株の一部売却を今秋に控えているため、当座はCATV事業の規制環境整備に関してテレフォニカ優遇の姿勢を取ったとしても不思議ではない。ただ、CATV法案の内容については、来春以降の審議過程において変更される可能性が十分考えられるため、最終的な法的枠組み確立にあたって、テレフォニカが政府の寵遇を受けられるのか否か、現段階で判断するのは尚早といえよう。

なお、CATV事業が正式に認められた場合、スペインCATV市場は今後10年間に4000億ペセタ程度(約3,160億円)には成長するものと見込まれている。(青沼 真美)

(注8)

外国企業では、タイムワナーとUSウェストがビルバオおよびバルセロナで、ベルカナダとジョーンズインターケーブルがサラゴサでネットワーク構築準備を進めている。

(注9)

法案で提示されている主な内容は以下のとおり:

- ・人口2万人以上の各市町村で2つのCATV事業者を選定するが、テレフォニカには無条件でライセンスを付与する。ただし、テレフォニカにはCATVと市内網との統合提供を義務づけ、CATVのみの提供は認めない。また、第二事業者が選定されるまでテレフォニカのサービス提供は認められない。
- ・ライセンス付与は郵電省が行う。
- ・CATV事業者への外資参入については25%の上限規制を課す。

(注10)

傘下のテレフォニカマルチメディアを通じて全国35県で15万家庭を対象に20~30チャンネルを無料提供する計画である。

## ベルギー

### FT、第二GSM事業者に

今春急遽応札を決めたフランステレコムがライセンスを取得。ベルガコム民営化応札は取り下げたFTだがGSMでベルギー市場に進出。

ベルギー政府は9月8日、フランステレコム・モバイルインターナショナル(FTMI)及びベルギーのソフトウェア会社Telinfoが出資するコンソーシアム「Mobistar(モビスター)」が第二GSM事業者ライセンスを落札したと発表した。落札価格は90億ベルギーフラン(約310億円)。モビスターは今後9カ月間に325基地局を構築、来夏にもベルギー国内の97%をカバーエリアに入れてサービス提供を開始する計画である。また、同社はベルガコムモバイルより35%程度安く料金を設定しており、サービス開始後2年内のGSM市場のシェア35%獲得を目標に掲げている。モビスターは最終的に150億ベルギーフラン(約517億円)を投じてネットワークを完遂、2005年までに総売上154億ベルギーフラン(約530億円)を目指す。



KDD RESEARCH



# EUROPE

なお、モビスターの現在の出資比率は、FTMIが90%、Telinfoが10%であるが、FTMIは40～50%をベルギーの地域機関等に売却する計画を明らかにしている。

KDDベルギー、KDDパリ事務所他

## COMMENT

大方の予想を裏切って、出遅れたFTが勝ち馬に乗る結果となった。政府は、モビスターがネットワーク拡張計画、サービス品質、料金体系などの選定基準全般に秀でていたことを選定理由としているが、ベルガコムモビルがひと月に10基地局程度しか構築できていない現状から、モビスターの計画は到底実現不可能との声も聞かれている。しかし、モビスターにとってライセンス取得料は実施計画が遅れた場合の違約金を含む額であり、実害はないと言えよう。

アラス承認を巡る経緯から、ベルガコム民営化応札を取り下げたFTであったが、急成長するGSM市場でベルギー進出を果たしたことになる。ベルギーのセルラー利用者の主要ニーズは、迅速な障害対応と安定した接続品質と報じられているが、モビスターはサービスプロバイダー制の導入と、1996年から認められる独自ネットワークの構築によってニーズの充足を図る意向である。なお、現在ベルギーではベルガコムモビルがセルラーサービスを独占的に提供しており、1995年8月現在の利用者数はアナログセルラー(NMT-450)が52,000、GSMが12万7,000で、普及率は1.78%に留まっている。

(青沼 真美)

## スイス

### スイスPTT分割へ

1998年を目途に政府過半数保有の株式会社テレコムを設立。EUに足並みを揃えた1998年からの完全自由化により、ユニソースとしての機動性を高める。

スイス政府は8月23日、新電気通信法案を発表した。本法案はPTTの機構改革及び郵便・電気通信各部門の自由化を規定するものとなっている。

機構改革に関しては、PTTは1998年までに郵便業務を提供するLa Poste(ラ・ポスト)と電気通信事業者Telecom SA(テレコム)に分割され、ラ・ポストは政府100%保有の公社に、テレコムは政府が51%を所有する株式会社になる。テレコムの残りの株式の売却については、連邦政府が管理することになる(注1)。

また、電気通信部門の自由化に関する主な規定は以下のようになっている。

1998年からサービス・設備ベースでの完全自由化を実施する

新規事業者には技術力や情報保護の遵守などを基準にライセンスが付与される。事業者数には特に制限を設けないが、周波数割当との兼ね合いから移動体通信は例外とする。

ユニバーサルサービスは、電話サービス、緊急呼び出しサービスおよび公衆電話(ペイフォン)サービスに限定する。

(注11)

株式売却に際しては、一般放出のほか、海外パートナーへの売却・株式交換も考えられる。なお、過半数以上の売却には憲法改正が必要となる。



KDD RESEARCH



ユニバーサルサービスの費用は、全ての電気通信事業者が負担することになるが、支払方法については政府が原則を確立する。

政府は本案を12月15日まで関係各界に諮問した後、改めて連邦議会に提出する。

KDDジュネーブ事務所他

## COMMENT

政府は、スイスPTT側が提案したラ・ポスト及びテレコムを傘下に収める持株会社の設立を拒否、出来るだけ政府の関与を抑えて国際競争への柔軟な対応を図る本案の提示に至った。しかしながら、スイスPTT労働組合が本案に強硬に反対しており、法案成立は難航するものと予想される。なお、ユニバーサルサービスに関しては、将来的な情報社会の到来を見込んだ政府が所謂「情報ハイウェイ整備」をユニバーサルサービスとして規定する可能性も指摘されている。

(青沼 真美)

# スウェーデン

## FT、スウェーデンに本格進出

FTは10億フランを投じて初の設備ベース新規事業者を目指す。欧州キャリアとしてはC&W、BT-北欧キャリア連合に続くスウェーデン進出に。

FTは設備ベースの新規事業者としてスウェーデン市場に参入する。今秋にも持ち株会社ソジェコム傘下のFCRを通じてネットワーク構築に着手。1996年にはストックホルム、マルモ、ヨーテボリにおいて企業内通信サービスの提供を開始する計画である。また、スウェーデンのGSM事業者ユーロポリタンと共同でセルラー網を構築する計画であり、移動体通信市場に参入する意向も明らかにした。

Agence France Press( 8.30 )

## COMMENT

FTは1990年代初頭から積極的に海外進出を進めてきたが、EU域内ではパケット交換データ通信サービス「トランスパック」の拡張が中心であった。また、南米やアフリカなど他地域における設備ベース事業者を通じた市場参入も、各国PTT民営化に伴う出資が殆どであり、既存PTTに対する競争事業者としての海外進出はFTにとって初のケースとなっている。

一方、FTはトランスパックのほか、多国籍企業をターゲットにした国際VPNサービス「ワールドゲートウェイ」の拡張にあたって投資を強化しており、スウェーデン市場でのプレゼンス強化を図ってきた。勿論その背景には、AT&Tと組んだユニソースの構成キャリア「テリア」のお膝元であり、フリーレギュレーションの国スウェーデンを舞台に、EUレベルでの競争激化を控えた各アライアンスグループが前哨戦を行っている現状があるわけだが、今回のFT進出によって主要アライアンスグループが設備事業者としてテリア/ユニソース/AT&Tと真向から対決することになる。



KDD RESEARCH





# EUROPE

また、ユーロポランとの協力に関しては、同社の出資者であり、積極的な海外進出を行っているヴォダホンおよびエアタッチとの関係強化に繋がるものであり、FTの今後の海外展開に好影響をもたらすものと考えられる。  
(青沼 真美)

## ポルトガル

### ポルトガル-ブラジル間の海底ケーブル敷設

ポルトガル語諸国による連邦設立構想を後押しするものに?

ポルトガルのシルバ首相とブラジルのカルドソ大統領は、両国を結ぶ光ファイバー海底ケーブル「Cabra(カブラ)」の敷設に関する議定書に調印した。実際の敷設は、ポルトガルテレコムとテレプラス<sup>(注12)</sup>が今年末までに設立する合弁会社が行うことになる。具体的なルートはまだ明らかにされておらず、両キャリアは他の事業者の参加を呼びかけている。総工費は3億ドルと見込まれている。  
Agence France Press(7.20)

(注12)

テレプラスはブラジル政府が株式の過半数を所有する持ち株会社であり、傘下に28の地域通信事業者と、国内長距離・国際通信事業者であるエンブラテルを擁する。

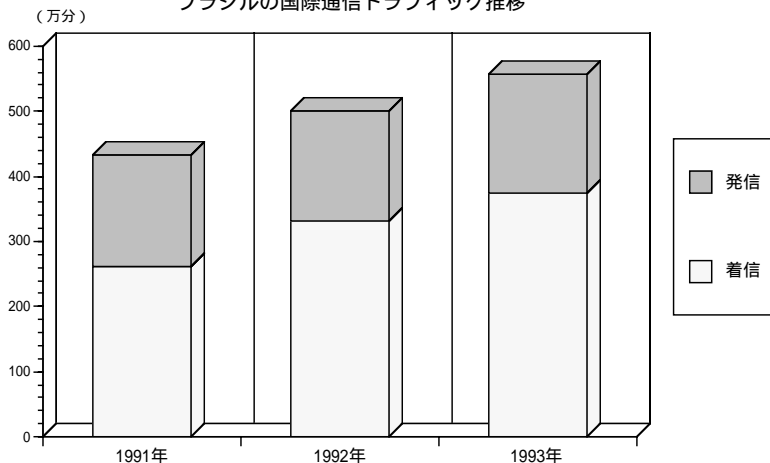
#### COMMENT

ポルトガルは、7月末にポルトガル語を母国語とする諸国の文化・経済・外交面での結集を図る「ポルトガル語圏共同体(Community of Portuguese Language Countries:CPLP)」設立構想を打ち出した。旧植民地諸国が、地理的条件からフランス語圏諸国によるCFA(アフリカ財政金融共同体)や英連邦への加盟を検討している現状を憂慮したポルトガルは、言語を共通項に影響力の保持を図る方針であり、その中でも特に、南米大陸進出の足掛かりとなるブラジルとの関係強化を重視している。ブラジルは1822年に独立を達成しているため、旧宗主国としてのポルトガルの影響力はもはや失われているといつてもよい。一方が南米大陸最大の潜在市場として注目されているのに対して、他方が欧州の小国に身を置して大航海時代の遺産に縋り付いている現状を見るにつけ、CPLP構想は、成長著しい旧植民地

ポルトガル語諸国共同体(CPLP)



ブラジルの国際通信トラフィック推移



(KDD 総研作成)

# AFRICA

国との関係維持を目指すポルトガルに残された最後の手段とも考えられる。電気通信分野では、1993年夏にマルコーニ(当時)とテレプラス傘下のエンブラテルが合併会社を設立、企業向けサービスの提供を初めとする協力体制を強化しており、今回のケーブル敷設はそれに続くものとなる。ブラジルの国際通信市場はここ数年順調に伸びており、新たなルートの確保によって将来見込まれる回線容量の需要増にも対応可能となろう。これまで隣国スペインのテレフォニカによる南米進出を指をくわえて横目に眺めてきたポルトガルテレコムであるが、ブラジルを発見したポルトガル人探検家の名前からCabra(カブラル)と名付けられた、南米大陸と欧州を繋ぐこのケーブル敷設をステップに本格的な南米進出を図ることになるのか、今後の行方が注目される。

(青沼 真美)

## コンゴ

### フランステレコム、デジタルセルラーを提供

FTはコンゴPTTと25億CFAフランを出資、年末のサービス開始を目指す。

コンゴ政府は、コンゴPTTがフランステレコム(FT)と共同でデジタルセルラーサービスを開始すると発表した。規格はD-AMPSを採用する。ネットワークの運用は、コンゴPTTとFT傘下のNexus Internationalが本年7月に設立した合併会社「Cyrus」が行う。同社は当面首都ブラザビルおよび第二の都市ポワントノワールで、24,000回線収容のネットワークを構築、95年12月のサービス提供開始を目指す。なお、Cyrusの出資比率はNexusが70%、コンゴPTTが30%であり、ネットワーク構築の総工費は25億CFAフラン(約5億2,000万円)と見込まれている。

Agence France Press(9.6)

#### COMMENT



コンゴ政府は、セルラーサービスの導入によって、現在100人あたり0.74回線に留まっている加入者回線を、今世紀末までには1回線に引き上げたい意向である。

一方、傘下のFCRが1973年までコンゴの国際通信を運営していた経緯もあり、FTにとって市場参入自体はそれほど困難ではなかったものと思われる。なお、FTは既にコートジボアールのGSMライセンスを取得したと伝えられており、今年になって移動体通信分野でも積極的に進出しているFTの対外、特に対アフリカ戦略が窺える。

(青沼 真美)



KDD RESEARCH

KDD 総研

**R&A**

世界の通信ビジネスの最新情報誌

*1995 October*

発行日 1995年10月20日  
発行人 景山 正  
編集人 立花 敬  
発行所 株式会社 KDD 総研  
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F  
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017  
年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)  
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,  
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-71-382-0001 Fax:44-71-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-525-6333 Fax:852-868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国 Seoul 特別市中区巡和洞 1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338

次号の特集(予定)

**ロシア連邦の電気通信**